



掛川市農業振興ビジョン

【改定版】

2023～2026

(令和5年～令和8年)



掛川市農業振興ビジョン 目次

はじめに	1
I 趣旨	1
II ビジョンの位置付	2
III 計画期間	2
IV ビジョンの構成	3
第1章	4
掛川市農業の現状と課題	4
I 掛川市の概要	5
II 掛川市農業の現状	5
IV 掛川市農業の可能性	8
第2章	12
掛川市の農業・農村の目指す方向	12
I 基本方針	13
II 目標	14
III 施策展開の基本方向	15
IV 施策体系	19
V 推進方針	21
第3章	28
基本計画	28
I 「食料」の基本方向	29
施策区分1 消費者に信頼される食料の供給	29
施策区分2 地域に密着した食文化の形成	33
II 「農業」の基本方向	38
施策区分3 ICT等活用した儲かる農業の確立	38
施策区分4 地域を支える担い手の確保	45
施策区分5 活力ある生産環境の整備	54
III 「農村」の基本方向	58
施策区分6 活力ある農村社会の形成	58
施策区分7 豊かな農村環境の創造	62
 指標と主要施策の相関図	 67

はじめに

I 趣旨

本市では、恵まれた自然条件の下、北部の茶、南部の大規模水田、砂地を利用した露地野菜、施設園芸等、地域の特性を生かした多彩な農業が営まれてきました。

しかし、近年、輸入農産物の増加、水稻の生産調整見直しに加え、農産物価格の低迷や、農業従事者の高齢化、後継者不足などによる荒廃農地の増加、有害鳥獣被害など、様々な問題に直面し、農業をとりまく情勢は年々厳しさを増しています。特に、中山間地などの耕作条件の不利な地域においては、今後、急速な農地の荒廃と地域の活力低下が懸念されています。

こうした状況下において、国はこれまでの計画を見直し、令和2年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料・農業・農村をめぐる変化を踏まえ、令和12年度までに食料自給率45%を目指すという方針を掲げ、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の総合的振興に関する施策を明らかにしました。

また、静岡県においても、令和4年3月「静岡県食と農の基本計画」の見直しがされ、新しい農業振興の方向が示されました。

直近では、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、FTA（日中韓自由貿易協定）や日EU EPA（経済連携協定）などグローバル化が進み国内外への農業に大きな影響を及ぼす中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界規模で流行し、人の生命や市民の生活、経済など多方面に波及しています。さらには、海外での紛争により世界規模で食料が不足するとともに、農業生産に必要な燃料、資材、肥料、飼料等が高騰し、農産物を取り巻く情勢は先行き不透明な状況となっております。また、国の食料安全保障の面において、「食料安全保障予算」を確保する等の安定した食料供給のための新たな動きが見られます。

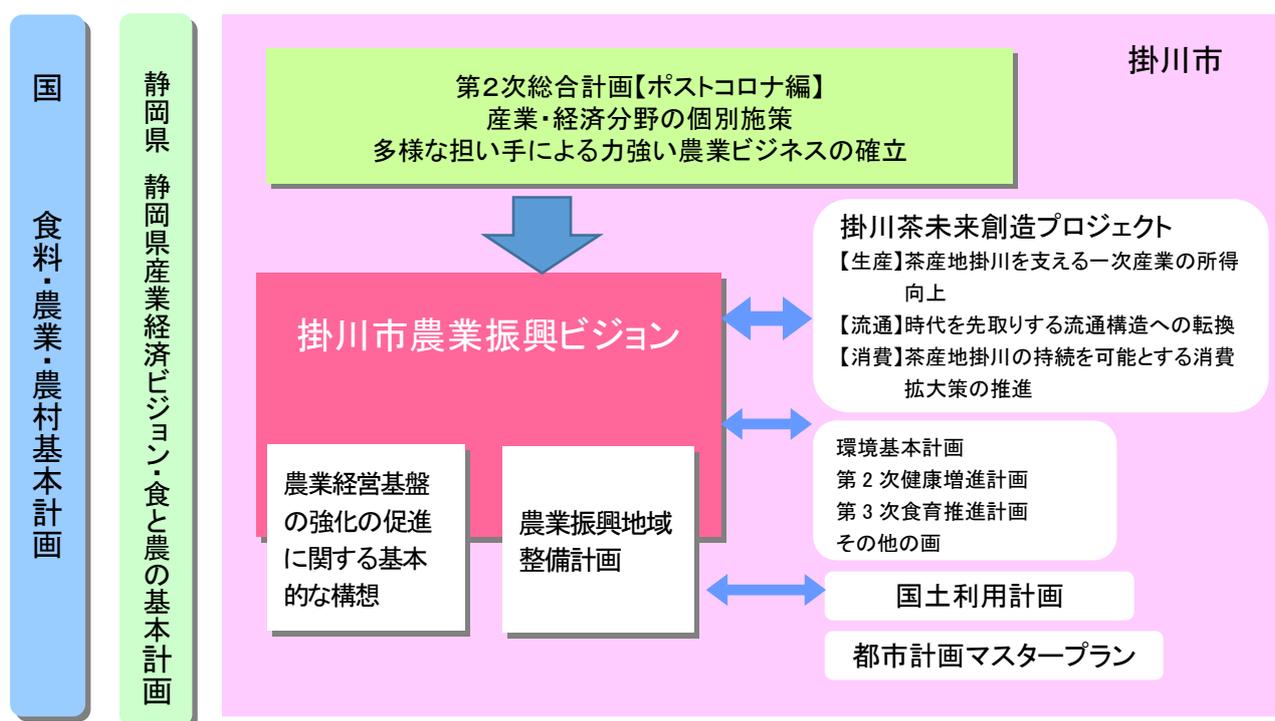
本市では、日本のまん中に位置する地理的優位性を生かした都市への食料供給機能、農業の多面的機能を生かしたグリーン・ツーリズムなどの都市と農村との交流による新しいビジネスの展開や、「みどりの食料システム戦略」による環境に配慮した有機栽培茶の海外販路拡大等、大きな可能性を持っており、将来の農業・農村の持続的発展のためには、こうした強みを前面に押し出した新たな展開方向を見出すことが求められています。

このため、平成28年度に策定して5年が経過した「掛川市農業振興ビジョン」について、社会経済情勢の変化に対応し、第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】における産業・経済分野の個別施策である「多様な担い手による力強い農業ビジネスの確立」をふまえ、今後の農業振興施策を総合的、計画的に推進していくための中間見直しを実施しました。

Ⅱ ビジョンの位置付

本ビジョンは、国、県、農業団体等の計画や施策、本市の上位計画や他部門の計画との整合性を図りつつ、本市農業・農村の目指す方向、振興方針等、本市農業の将来像を明確化し農業振興施策を総合的、計画的に推進するための基本指針として位置付けるものです。

なお、本市を代表する作物である茶については「掛川茶未来創造プロジェクト」を茶業の振興とお茶のまちづくり推進の基本指針とし、重点施策（アクションプラン）を定め、販路拡大と生産振興を図っていきますが、基本的な施策の方向性についてはビジョンに反映させるものとします。



Ⅲ 計画期間

このビジョンの計画期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間とします。なお、令和4年度に目標値の達成状況を確認するとともに、上位関連計画や社会情勢の変化等に対応するため計画の見直しを行いました。

〈第1章 掛川市農業の現状と課題〉

- ・ 掛川市の概要
- ・ 掛川市農業の現状
- ・ 掛川市農業の課題
- ・ 掛川市農業の可能性

〈第2章 掛川市の農業・農村の目指す方向〉

本市の農業・農村が目指す姿を示すとともに、2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間に取り組むべき施策の基本的な方向を明らかにします。

- ・ 基本方針
- ・ 目標
- ・ 施策展開の基本方向
- ・ 施策体系
- ・ 推進方針
- ・ 成果指標及び目標値



〈第3章 基本計画〉

基本計画では、施策展開の3つの基本方向を柱として、取り組むべき課題の解決に向けた施策の方向を示します。

- 市民の健康を支える安全・安心な食料の安定的供給
- 健全で発展性の高い、魅力あふれる農業経営の確立
- 豊かで活力ある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮



〈資料〉

資料では、「第1章 掛川市農業の現状と課題」、「第2章 掛川市の農業・農村の目指す方向」、「第3章 基本計画」に基づき、主要品目別生産振興方向、営農類型別の営農モデルを示します。また、掛川市農業の現状を表すデータや、用語解説等を掲載しました。

第1章 掛川市農業の 現状と課題

I 掛川市の概要

本市は、静岡県の中西部に位置し、県内 2 政令指定都市の静岡市と浜松市のほぼ中間に位置しています。

市中央部に、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、東名高速道路、国道 1 号、北部に新東名高速道路、南部には国道 150 号が横断しています。市の東側約 15km には富士山静岡空港があり、日本の大動脈を抱えているとともに広域交通の要衝に位置しています。

総面積は 265.69k m²、東西約 15km 南北約 30km と南北に細長く、中央の小笠山付近でくびれた形状をしています。東は島田市、菊川市、御前崎市、西は袋井市、森町に隣接しており、北部には標高 832m の八高山をはじめとする山間地が連なり、その南側には平地が開け、中央部には標高 264m の小笠山があり、その山麓は複雑な丘陵地です。小笠山以南は再び平地が開け、遠州灘海岸に至り、東西約 10km の砂浜海岸が広がっています。

年間の平均気温は 17℃前後、年間降水量は 1,800mm 前後と温暖な気候ですが、冬季には南部の海岸沿いに「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が強く吹きます。

本市は温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれていることから、縄文時代には既に集落が営まれ、5 世紀前後になると和田岡地区に大規模な古墳群が築造されるなど、早くから組織化された社会が形成されていたことがわかっています。戦国時代には、徳川、武田攻防の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成されました。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、また海上交易の中継地としての役割も果しつつ栄えてきました。

明治 22 年（1889 年）に市制町村制が施行された当時、掛川市は 1 町 28 か村に分かれていましたが、昭和 29 年（1954 年）から昭和 35 年（1960 年）にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和 48 年（1973 年）には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。そして、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日には、掛川市、大東町、大須賀町がさらなる発展を目指して合併し、現在の掛川市となりました。

II 掛川市農業の現状

本市は、南北に細長い地形であるため、それぞれの土地の形状や土壌の特性を生かした多彩で特色ある農業が展開されています。

北部の掛川区域では基幹作物である茶の他、水稻、施設園芸、畜産などの農業が営まれています。一方、南部の大東区域、大須賀区域においては、大規模に整備された水田において行われる効率的な水田営農をはじめ、茶、砂地を利用した露地野菜、施設園芸など多品目にわたる農業が展開されています。

特に茶は、全国トップクラスの生産量を誇り、品質においても全国茶品評会「深蒸し煎茶の部」における通算 24 回の産地賞受賞をはじめ数々の賞を受賞しているほか、平成 25 年には、東山地区を中心とした「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定され、掛川茶の PR にもつながっています。

また、各種事業を積極的に導入し、基盤整備事業による農地の大規模化、水田のパイプライン化、緑茶加工施設や低コスト耐候性ハウス等の導入で近代化施設の整備を進め、農業経営の合理化を推進してきました。

しかし、輸入農産物の増加、水稻の生産調整見直しに加え、農産物価格の低迷による生産意欲の低下、農業従事者の高齢化、後継者不足などによる荒廃農地の増加、有害鳥獣被害など、様々な問題に直面し、農業をとりまく情勢は年々厳しさを増しています。特に、中山間地などの耕作条件の不利な地域においては、今後、急速な農地の荒廃と地域の活力低下が懸念されています。

また、市街地周辺においては都市化が進展するなど、市農業にも様々な影響を与えようとしています。

Ⅲ 掛川市農業の課題

課 題

食 料

- 「食」の安全・安心に対する関心が高まり、生産記録等の「見える化」への取組が求められている。
- SDGs や環境を考慮し、食料の安定供給や持続的可能な食料システムが求められている。
- 環境への意識の高まりや「静岡の茶草場農法」の世界農業遺産登録等を背景に環境保全型農業の推進や、消費者の理解増進等を図る取組が求められている。
- グローバル化が進展し海外への輸出を期待されている。

- 小規模農業者等を含めた農業者の活躍の場や消費者との交流の場が求められている。
- 市民への地元農業のPR やそれに対する理解に改善の余地がある。
- 地元での消費を促す「地産地消」はまだ十分ではない。
- 地場農産物の活用した加工販売等が十分ではない。
- 健康寿命の延伸や次代を担う子どもたちの健全な食生活のため、食育の推進が必要となっている。
- 「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録を踏まえ、「和食」の保護・継承が必要。

農 業

- 茶以外に地域の特産品としてブランド化された農作物が少ない。
- ロボット技術や ICT 等先端技術の導入が遅れ、生産性・効率性が低い。
- 消費者ニーズに対応した品種の導入が十分でない。
- マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応する必要がある。
- 収益性向上のために農業者による加工・販売等の取組が求められている。
- 他産地との連携や交流による販路の拡大が必要。
- 価格の低迷と生産・流通コストの増大により利益が上がらない。

- 農業従事者の急速な高齢化と担い手の不足から担い手の確保が必要。
- 収益性が高く、安定的な農業への取組が必要。
- 小規模農業者も含めた多様な人材による地域の活性化が必要。
- 農業者の経営体質強化への取組が不足。
- 経営感覚に優れた担い手の確保が必要。

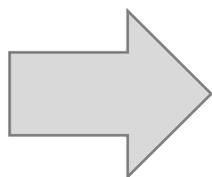
- 生産基盤に不可欠な農業水利施設等の老朽化が進行しており、適切な保全管理、長寿命化が必要。
- ゲリラ豪雨の増加等から発生する災害を抑制し、農村を守る取組が必要。
- 効率的かつ安定的な経営を行う農業者への農地集積・集約の一層の加速が必要。
- 担い手の減少や高齢化による遊休農地や荒廃農地の発生抑制が必要。

農 村

- 農家戸数の減少、農村の兼業化、混住化、高齢化等により農村の絆と活力を支えているコミュニティの希薄化が進み、農村の活力が低下しつつある。
- 農業・農村の価値が再認識され「田園回帰」の流れが生まれつつあるなか地域資源を活用した新しい方策が必要となっている。
- 教育や福祉など多様な分野との交流を通じて農業に関わりたいという市民ニーズの掘り起こしや対応が不十分である。

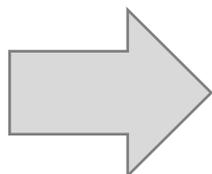
- 中山間地域等を中心に農家数の減少、農業従事者の高齢化等により、農地や農村環境の維持・保全が困難な状況になりつつある。
- 荒廃農地等の増加により農村の多面的機能の発揮が困難になりつつある。
- 増加する有害鳥獣被害への対応が必要となっている。
- 市民の農業参加の場である市民農園を活用し、農業への関心を高める必要がある。
- 伝統的農法の保護や生態系等へ配慮した取組が求められている。

必要な取組（施策区分）



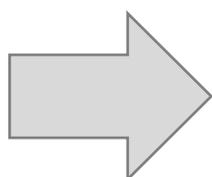
1 消費者に信頼される食料の供給

消費者目線の食の安全性確保の取組と
「みどりの食料システム戦略」による環境に配慮した農業の推進



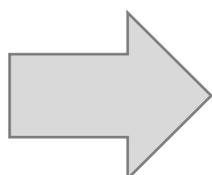
2 地域に密着した食文化の形成

地域の食文化を生かした食農教育の推進と
市内産農産物の地域内消費の促進



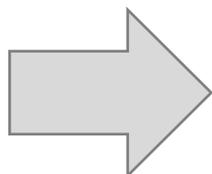
3 ICT等を活用した儲かる農業の確立

魅力のある農業経営の推進と
健康機能等を活用した販路の拡大



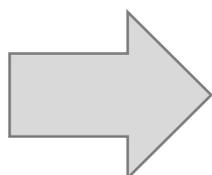
4 地域を支える担い手の確保

地域の特性に合わせた担い手の確保と
地域一体となった人材育成の推進



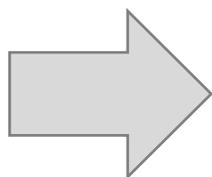
5 活力ある生産環境の整備

地域農業を支える生産基盤の整備と
安全で快適な農村環境の確保



6 活力ある農村社会の形成

多様な主体の連携によるコミュニティ強化と
幅広い地域交流による農村の活性化



7 豊かな農村環境の創造

協働による地域資源の保全と
農村地域の豊かな自然活力の発揮

IV 掛川市農業の可能性

(1) 本市は京浜・中京・京阪神地域の大市場のほぼ中間に位置し、主要農産物の大部分がこ

これらの市場に出荷されています。また、県内においても、消費地である静岡市、浜松市の中間に位置し、恵まれた地理的条件にあります。

(2) 本市には東名掛川 I・C や新東名森掛川 I・C、東海道新幹線掛川駅をはじめ、国道 1 号、国道 150 号があり、また、富士山静岡空港にも近く、広域交通の要衝に位置しています。

(3) 温暖な気候に恵まれ雪はほとんど降らず、日照にも恵まれています。

(4) 北部の山間地、中部の平坦地、南部の海岸地域と、多様で魅力的な景観の自然環境を備えています。

(5) 北部の茶、掛川牛、南部の露地野菜（人参、石川小芋、西瓜、サツマイモ）、施設野菜（メロン、いちご、トマト）、平野部の米など、地域の特性に合わせた多彩な農産物を生産しています。

(6) 掛川茶、遠州夢茶、東山茶、掛川抹茶、クラウンメロン、アローマメロン、トムトムトマト、ハニーキャロット、掛川牛など、地域ブランドとして商標登録された農産物が生産されています。



(7) 茶草場農法など、地域農業の長い歴史の中で培われた確かな生産技術の蓄積があります。

(8) これまでの報徳の精神の普及、生涯学習運動を基礎とした、協働によるまちづくりの取組が行われています。また、平成 27 年 3 月に「協働によるまちづくり推進条例」が施行し、全ての地区でまちづくり協議会が設置されており、地域主体による協働の取組の推進が期待されます。

(9) 「希望の丘」には医療福祉施設が集積しており、園芸療法が実践されるなど、農福連携の取組がし易い状況にあります。

(10) 北部のジャージー牛乳やキウイフルーツの体験農園や南部のいちごの観光農園など、豊富なグリーン・ツーリズムの資源があります。



(11) 掛川城・花鳥園・粟ヶ岳などの豊富な観光資源や、ならここの里、明ヶ島キャンプ場など、自然に親しむ施設に恵まれています。

(12) 「道の駅掛川」や「かけがわ西の市」、「ミナクル市」、「さすが市」等、農産物直売所が各地に設置され、新鮮で多様な農産物、生産者の顔の見える農産物の購入が容易です。ま

た、けっトラ市も盛んであり、生産者と消費者のコミュニケーションの場が確保されています。

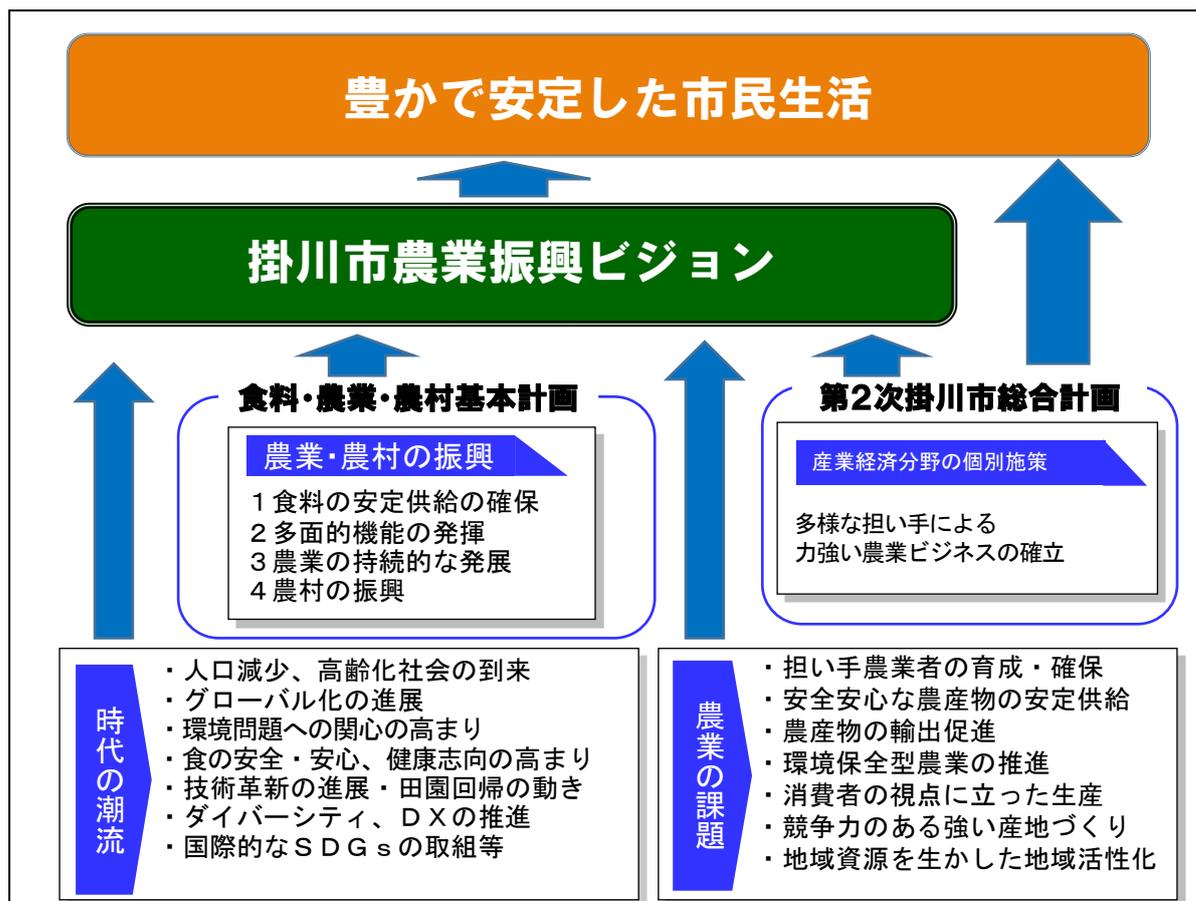
- (13) 男女共同参画行動計画に基づき男女共同参画の取組が進められ、女性の新規就農等活躍の場が広がっています。
- (14) 農業活性化やる気塾や多面的機能支払交付金の取組など、農業者の自主的な活動が盛んに行われています。
- (15) 姉妹都市の奥州市や互産互消交流都市の明和町と特産品による交流の取組が行われ、販路の拡大が期待できます。
- (16) イタリアのペーザロ市をはじめとした海外姉妹都市との交流、互産互消等の取組を通じて、海外販路の拡大が期待できます。
- (17) ふるさと納税の返礼品において、いちご、茶、メロン等の農産物は人気が高く更なる期待がもたれます。
- (18) 水田や普通畑においては、古くから大規模な耕地整理による面的整備が行われており、また、農村産業法（旧農工団地法）による集約的な工場立地等により、工業用地と農地が明確に区分され、優良な農地が保全されています。
- (19) 南部では、古くから集落営農組織による集団的な水稻栽培が行われてきた経緯があり、共同利用機械による大規模化、法人化等への発展が期待されます。
- (20) 世界農業遺産の認定等を背景に、環境への意識の高まりが見られています。
- (21) 官民協働で公衆無線 LAN の整備を行っており、ICT 技術と連携した顔の見える農業への活用が期待できます。

以上のようなことから、今後の掛川市農業には、日本のまん中に位置する地理的優位性を生かした、産地として大きな可能性があります。

また、都市への食料供給機能のみならず、農業の多面的機能を生かしたグリーン・ツーリズムなど、都市と農村との交流による新しいビジネスの展開や海外販路拡大等、大きな可能性を持っています。

第2章 掛川市の農業・農村の 目指す方向

I 基本方針



農業は、人間やその他多くの命を育む生命産業であり、農業の最も重要な役割は食料の安定供給です。

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、食料の安定供給を確保することは、社会の安定及び市民の安心と健康の維持を図る上で不可欠なものです。

また、農業・農村は、食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を有しています。

これらの機能が十分に発揮されるためには、農業と農村の振興、持続的な発展が必要です。

農業・農村の健全な発展を図り、将来にわたる豊かな食生活を守ることで、安定した市民生活を実現し、将来を担う子どもたちに、確かな郷土を残すことができます。

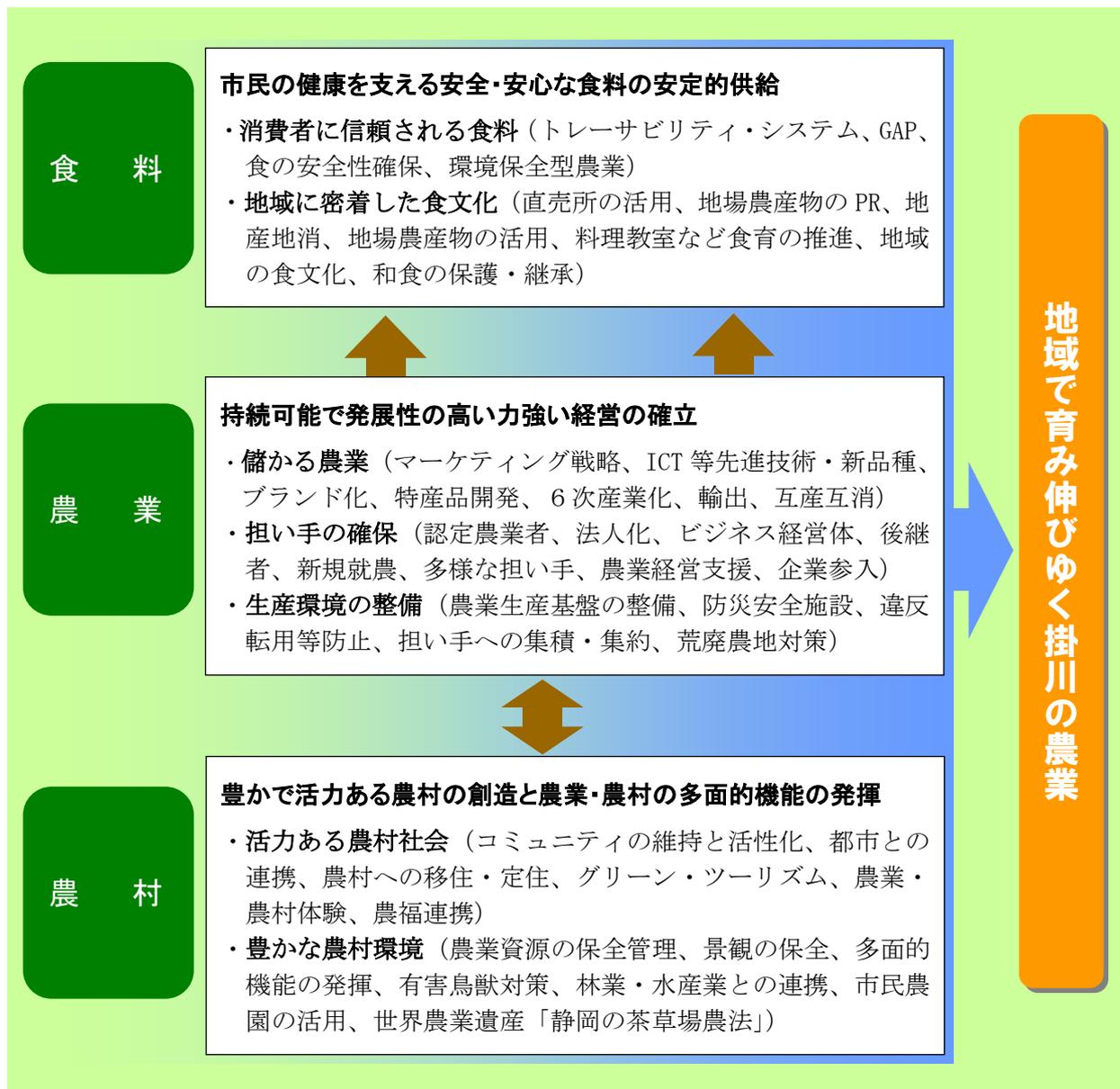
そのためには、社会情勢の変化に的確に対応し、市民や消費者の多様な期待に応えた施策を推進していかなければなりません。

本ビジョンはこのような考え方に立ち、「食料・農業・農村基本法」に掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という基本理念を施策展開の基本的な方針とします。

また、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月策定）の視点をふまえつつ、第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】における産業経済分野の個別施策である「多様な担い手による強い農業ビジネスの確立」に基づき、掛川市の食料自給率の向上に資する、多様な担い手による力強い農業の推進とバランスある発展を目指します。

II 目標

基本方針に基づき、本市農業の目標を下記のように定めます。



Ⅲ 施策展開の基本方向

本ビジョンでは、食料・農業・農村基本計画との整合を図り、「食料」、「農業」、「農村」の3分野を基本に施策展開を推進します。

食料 市民の健康を支える安全・安心な食料の安定的供給

食料は、市民の「いのち」や「暮らし」を支える源であり、健康な社会生活を送る上で欠かすことのできないものです。そして農業はその食料を供給するという重要な役割を担っています。

市民は安全・安心な農産物の供給を求めており、農業はそのニーズに応えるため、常に市民に信頼される高品質で安全性の高い食料の安定供給に努めていかなければなりません。

そのため、消費者の視点を重視し、環境との調和に配慮しつつ、生産・流通・販売の全ての段階において安全性が確保される体制の整備が必要です。

また、市民に「食」と「農」への理解や関心を促し、市民自らが「食」に関する適切な判断能力を身に付けることにより、市民の健全な食生活の実現と心身の健康を増進することが求められています。

さらに、地産地消を中心とした掛川の農作物の消費を促すため、茶やトマト、いちご、ニンジン等の地域ごとの主要作物を活用した食文化の定着を図る必要があります。

このため、基本方向の一つ目に「市民の健康を支える安全・安心な食料の安定的供給」を掲げ、以下のような施策区分を展開します。

施策区分1 消費者に信頼される食料の供給
～消費者目線の食の安全性確保の取組と環境に配慮した農業の推進～

施策区分2 地域に密着した食文化の形成
～地域の食文化を生かした食農教育の推進と市内農産物の地域内消費の促進～

農業 持続可能で発展性の高い力強い農業経営の確立

農業は、食料の生産・供給という基本的役割の他、様々な機能を持ち、人々に多くの価値をもたらすことができる産業です。

しかし、産業としての自立や持続的な発展ができなければ、その機能を十分に発揮できません。農産物価格の低迷や農業者の減少が続くなか、農業を職業として選択される産業とするためには、消費者視点によるマーケティングの取組に基づいた、需要にマッチする農産物の選定、効率的な生産計画により、高い収益性と生産性、継続的な発展性を有し、効率的かつ安定的な経営を行う農業者や組織の育成が不可欠です。また、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことが必要です。さらに、女性や高齢者、兼業農家等の農業内外からの多様な人材による、地域の農村環境を守っていくための小さな農業も本市の農業振興を図る上では不可欠であり、こうした担い手の確保と育成も不可欠です。

併せて、農業生産を支える ICT 等先進技術による「農業の見える化」の普及促進や基盤整備、長寿命化の取組により、本市農業の健全な発展を図る必要があります。

このため、基本方向の二つ目に、「持続可能で発展性の高い力強い農業経営の確立」を掲げ、以下のような施策区分を展開します。

施策区分3 ICT等活用した儲かる農業の確立

～魅力のある農業経営の推進と健康機能等を活用した販路の拡大～

施策区分4 地域を支える担い手の確保

～地域の特性に合わせた担い手の確保と地域一体となった人材育成の推進～

施策区分5 活力ある生産環境の整備

～地域農業を支える生産基盤の整備と安全で快適な農村環境の確保～

農村 豊かで活力ある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮

近年、農村は過疎化や高齢化、混住化等の進行、農村の絆と活力を支えているコミュニティの希薄化などにより、その構造は大きく変化し、農村がこれまで担ってきた役割の発揮が困難な状況になりつつあります。

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、農業の持続的な発展の基盤です。

農業・農村は食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じた国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な役割を担っています。

したがって、農業が食料供給の機能や多面的機能を十分に発揮できるよう、地域と一体となった協働活動により生産条件の整備や農村生活環境の保全を図っていかねばなりません。

また、食料の安定供給の確保や農業の多面的機能に重要な役割を果たしている中山間地域等の振興、さらに近年、農業・農村が再認識されて生まれつつある田園回帰の流れを踏まえた都市と農村の共生・対流による農村の活性化が求められています。

このため、基本方向の三つ目に、「豊かで活力ある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮」を掲げ、以下のような施策区分を展開します。

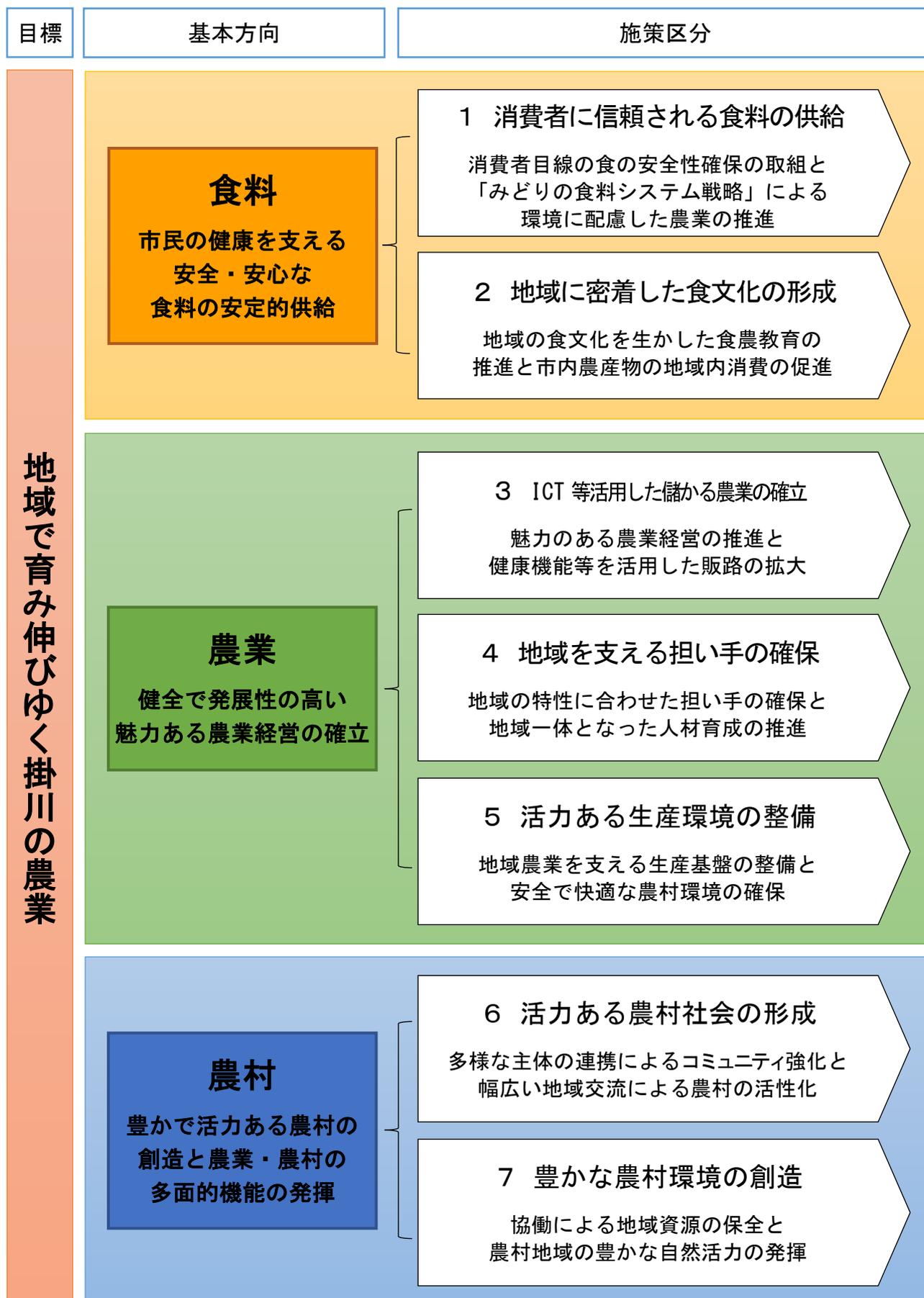
施策区分6 活力ある農村社会の形成

～多様な主体の連携によるコミュニティ強化と幅広い地域交流による農村の活性化～

施策区分7 豊かな農村環境の創造

～協働による地域資源の保全と農村地域の豊かな自然活力の発揮～

IV 施策体系



主要施策

- ①トレーサビリティ・システムの推進
- ②食の安全確保に向けた取組の推進**
- ③環境保全型農業の推進
- ④有機農業の拡大**

- ①農産物直売所の新たな展開の推進**
- ②地場農産物のPR活動の推進
- ③地産地消の推進
- ④地場農産物を利用した加工販売の推進
- ⑤食育の推進
- ⑥和食や食文化の保護と継承

- ①マーケティング戦略の推進**
- ②先進技術・新品種の導入・普及推進**
- ③ブランド化の推進
- ④地域特産品の開発**
- ⑤6次産業化・農商工連携への取組の推進
- ⑥輸出に向けた取組の推進
- ⑦互産互消の推進

- ①認定農業者の確保・育成
- ②農業経営の法人化推進
- ③ビジネス経営体の育成
- ④新規就農者・後継者の確保・育成**
- ⑤多様な人材による農業の推進
- ⑥農業経営支援活動の実施
- ⑦企業による農業参入推進
- ⑧次世代を担う人材の確保・育成

- ①かんがい排水施設の整備
- ②農道の整備
- ③ほ場の整備
- ④ため池等の整備
- ⑤防災安全施設の整備
- ⑥農地の違反転用等の防止
- ⑦担い手への農地集積・集約の促進**
- ⑧荒廃農地等の発生防止と有効利用

- ①農村コミュニティの維持・活性化の推進
- ②都市との連携推進
- ③農村への移住・定住対策
- ④グリーン・ツーリズムの推進
- ⑤農業・農村体験学習の推進**
- ⑥農福連携による雇用の創出

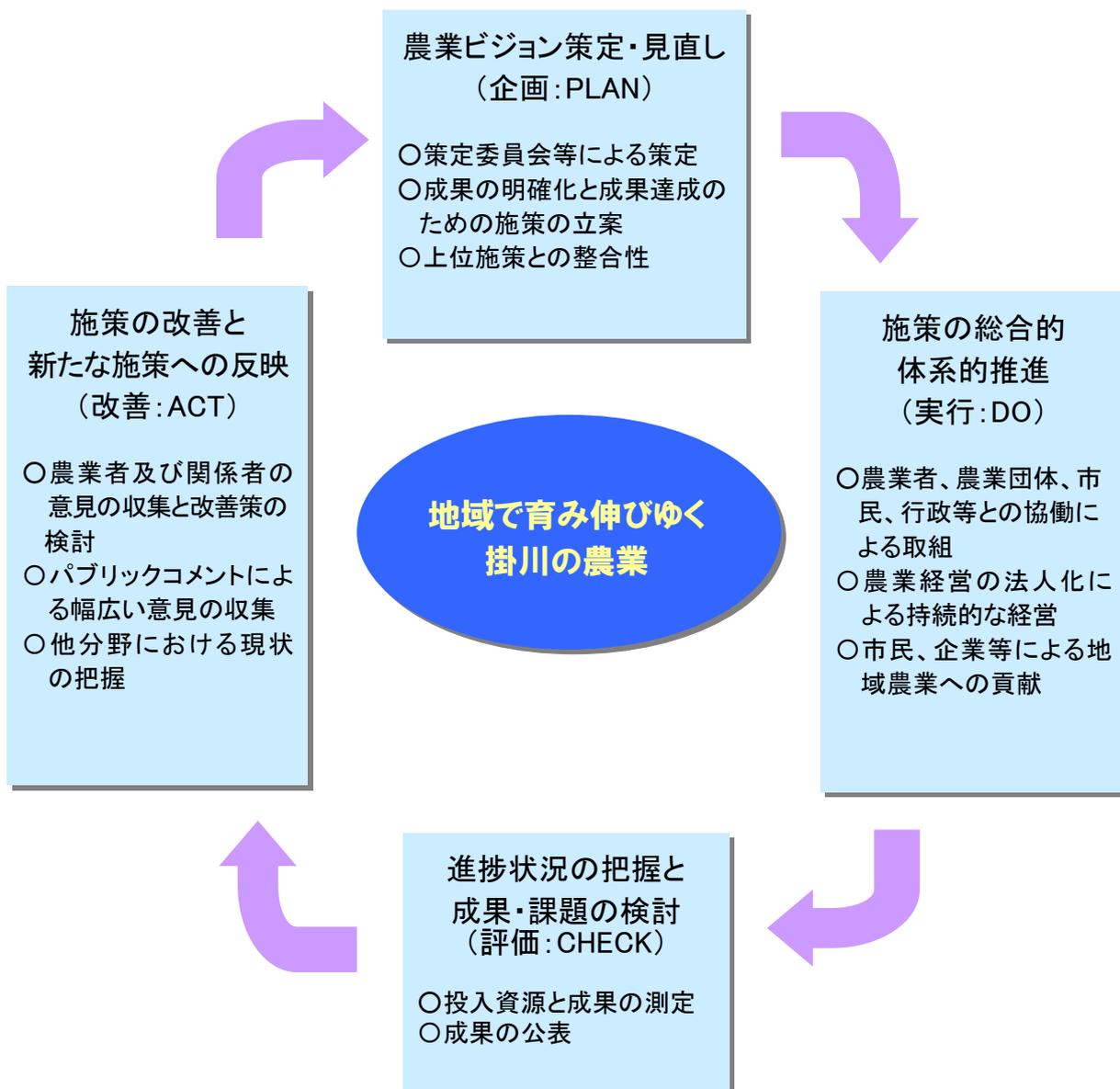
- ①農業資源の保全・管理活動の推進**
- ②美しい農村景観の保全・創出
- ③中山間地域の多面的機能の発揮
- ④有害鳥獣被害防止対策の推進
- ⑤林業及び水産業への配慮と連携
- ⑥市民農園の有効活用
- ⑦世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の活用**

※主要施策のうち、ゴシック体は重点施策、下線付きは優先施策を示します。

V 推進方針

(1) 市民とともに進める農業振興ビジョン

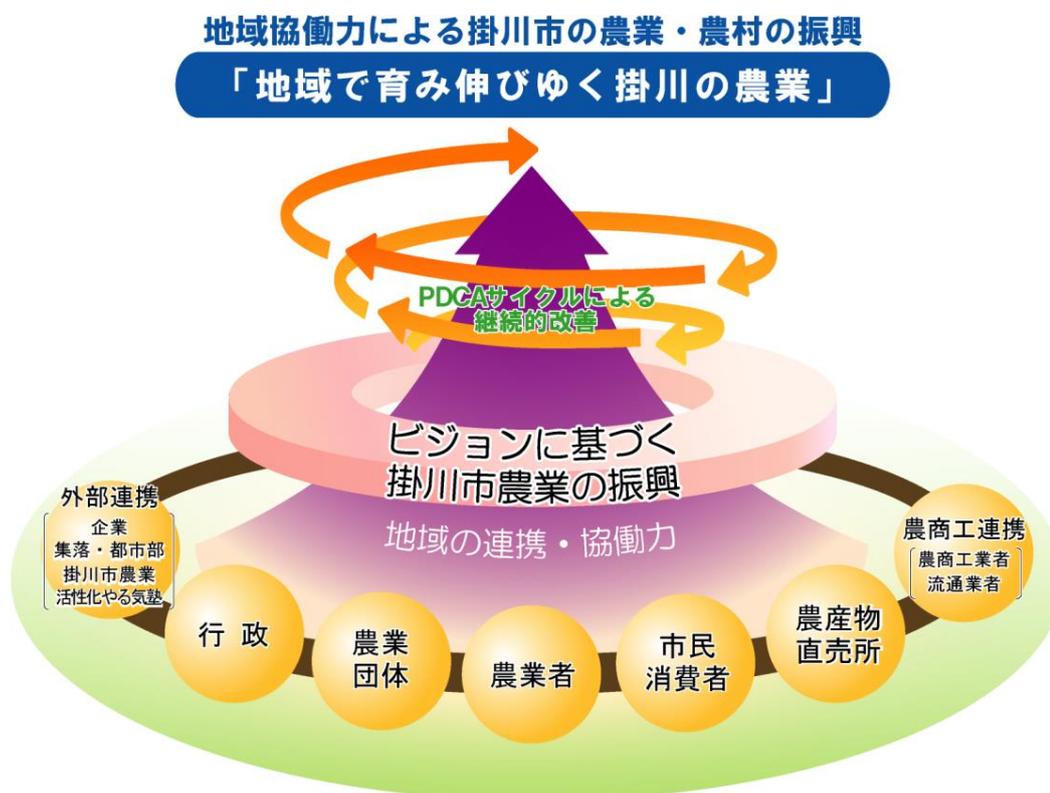
市民と行政との協働のもと、ビジョンの実現に向けてどのような施策に取り組み、どのような成果が生まれたのかということの評価・改善し、新たな取組に反映させていきます。



(2) 関係者の役割

このビジョンが目指すところを実現するためには、「農業者」、「農業団体」、「市民・消費者」、「関係組織」、「行政」等がそれぞれの役割を果たすことが重要です。

そのために関係者が担う役割と責務を下記の通り掲げ、相互理解と信頼に基づき、連携・協力し、一体となって推進していきます。



①農業者

- 農産物の安定的供給に努めます。
- 消費者や実需者のニーズに的確に応えるため、創意と工夫を生かした農業経営の展開に努めます。
- 経営の合理化、安定化に努め、強い農業の実現を目指します。
- 市民や子どもたちに、体験や交流を通じて農業・農村の大切さ、素晴らしさを伝えま
- す。
- 地域住民と協力し、地域の環境・景観を守り、農地を適正に管理します。
- 大規模に経営を営む農業者だけでなく、多様な人材の連携により安定的な農業を行います。
- 環境負荷低減事業活動による新鮮で安全・安心な農産物の生産に取り組み、市民・消費者から信頼される農業を目指します。

②農業団体（農業協同組合）

- 地域農業の先導役や、消費者と農業者の橋渡しをするコーディネーターの役割を担います。

- 農業者へ栽培技術向上や経営体質の強化に向けた適正な営農指導・経営指導や、各種研修の実施等に努めます。
- 農産物の「安全・安心」の確保に努めます。
- 消費者ニーズに対応するため、マーケティング戦略の構築と掛川産農産物のブランド化を推進します。
- 販路拡大を図り、掛川産農産物の販売促進に努めます。
- 新品種、ICT等先進技術等の普及に努めます。
- 農業者組織の育成・支援に努めます。
- 農地中間管理事業や農作業受委託の推進により効率的な農地利用、農業経営の改善を支援します。
- 農業者、市民・消費者、行政との円滑な協力関係の形成に努めます。



JA掛川市 本所



JA遠州夢咲 本店

③市民・消費者

- 農業の重要性を認識し、市や農業者に対して提言・提案し、協力します。
- 掛川産農産物の利用拡大が生産振興に結びつき、本市の農業・農村の多面的機能が維持され、自らの利益にもつながることを自覚します。
- 子どもたちの農業・農村体験学習への参加やグリーン・ツーリズムなどにより、本市の農業・農村に積極的に関わり、理解を深めます。
- 農業・農村の持つ多面的機能を認識し、農村環境、地域資源の保全に協力します。
- 地域や家庭において「食育」の推進に努めます。

④行政

(市)

- 先進事例等積極的な情報の受発信に努め、技術的、財政的な支援を行うとともに、時代や市民のニーズに対応した農業振興施策を推進します。
- 農業者組織や農業団体等の活動を支援します。
- 施策を着実に推進する体制の整備、充実に努めます。
- 市民や消費者と生産者の交流を促進し、農業のPRと掛川産農産物の消費拡大を推進します。
- 農業と地域が調和したまちづくりを推進します。
- 農業者、農業団体、市民等の地域農政に関わる者と連携し、農業の多面的な機能に対する理解促進を図りつつ、地域農業の課題解決に向けた取組を推進します。
- 農産物の供給だけでなく、農業体験を通じた交流機会の創出や教育、福祉と連携した

農業の展開など、地域社会の活性化に向けた施策を主導的に推進していきます。

(農業委員会)

- 農地法その他の法令に基づき、適切な農地利用を指導します。
- 担い手への農地の集積・集約と遊休農地の活用を推進します。
- 農業経営の改善指導、農業者年金への加入を推進します。
- 時代に対応した農業行政への提言を行います。

⑤農産物直売所

- 農業を通じて、シニア世代の新たな生きがいの創出や後継者の確保、荒廃農地の解消に寄与します。
- 生産者が価格を決めることができる特性を活かし、多様な農業者の所得向上に寄与します。
- 情報発信の拠点として、市外からの来客に対し、掛川の農産物を直接的に知ってもらうよう、積極的にPR活動を進めます。
- 地域コミュニティの拠点として、農業者同士、地域住民の交流の場となる取組を進めます。

⑥外部連携

(企業、近隣集落、都市部等)

- 企業の農業参入により、遊休農地・荒廃農地の解消による農地の有効利用や雇用の創出等に努めます。
- 市外も含めた近隣集落との交流により地域コミュニティの強化に努めます。
- グリーン・ツーリズムの取組により、都市部と農村のネットワークを強化し、相互交流に努めます。
- 地方都市間の互産互消の取組を推進し、大都市圏に依存しない形の経済・観光・定住のネットワークを構築します。
- 地場農産物を食材とした、お洒落な農家レストランやスイーツショップなどによる、若い世代への安心安全な食の普及を促進します。

(掛川市農業活性化やる気塾)

- 農業者、農業団体、行政等が一体となり、地域農業の諸問題を地域で話し合い、地域の課題を解決するとともに地域ごとに特色のある農業の活性化を図ります。

⑦農商工連携

(農商工業者、流通業者等)

- 農商工業者が連携し、新たな加工品等の開発・販売を行うことで、地域産業の活性化に努めます。
- 流通業の多様なネットワーク、配送技術等を生かし、販路の拡大や流通技術の向上に努めます。

(3) 重点施策の推進

本ビジョンの主要施策のうち、特に推進すべき施策を重点施策として位置付け、効果的、効率的な施策の推進を目指します。

重点施策

・食の安全確保に向けた取組の推進
・有機農業の拡大
・農産物直売所の新たな展開の推進
・マーケティング戦略の推進
・先進技術・新品種の導入・普及推進
・地域特産品の開発
・新規就農者・後継者の確保・育成
・担い手への農地集積・集約の促進
・農業・農村体験学習の推進
・農業資源の保全・管理活動の推進
・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の活用

VI 成果指標及び目標値

ビジョンの目指す姿の実現に向けた進捗管理と検証のため、基本となる成果指標と目標値を設定しました。

本ビジョンの計画期間は2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）の10年間とし、また、検証可能な数値目標は1年毎に確認し改善を行うことで実効性を高めていきます。

市民の健康を支える安全・安心な食料の安定的供給

指標	2015年度 (H27)	2020年度 (R2目標)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
環境保全型農業直接支払交付金の取組対象面積 (ha)	21.1	29.5	41.6	47.6
学校給食における地場産物使用率 (%)	48.9	50	42.7	50

健全で発展性の高い魅力ある農業経営の確立

指標	2015年度 (H27)	2020年度 (R2目標)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
就農計画の5年目の所得目標の70%以上を達成した人の割合 (%)	42	50	48	50
農業所得800万円以上の認定農業者数 (人)	75	108	70	75
6次産業化の実現総数 (累計件数)	1	5	10	15
経営茶園面積 (ha)	—	—	1,114	1,000
茶産出額 (億円)	—	—	31	40
認定農業者数 (法人)	29	39	45	60
ビジネス経営体数 (経営体)	40	43	45	50
農業用ため池のうち防災重点ため池 (149池) の耐震性能等保有数 (箇所)	14	28	18	35
認定農業者等への農地集積面積 (ha)	2,366	<u>2,467</u>	1,856	2,752

豊かで活力ある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮

指標	2015年度 (H27)	2020年度 (R2目標)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
多面的機能支払交付金の取組面積 (ha)	1,272	2,800	2,013	2,200
市民農園利用率 (%)	86.4	90	88.8	90
茶草場農法実践認定者の戸数 (戸)	254	<u>270</u>	193	180

※下線部は2019年度目標値

第 3 章 基本計画

I 「食料」の基本方向

市民の健康を支える安全・安心な食料の安定供給

施策区分 1 消費者に信頼される食料の供給



～消費者目線の食の安全性確保の取組と環境に配慮した農業の推進～

主要施策

- ① トレーサビリティ・システムの推進
- ② 食の安全確保に向けた取組の推進
- ③ 環境保全型農業の推進
- ④ 有機農業の拡大

(1) 目指す方向

近年の、化学肥料や化学合成農薬への過度の依存や、廃棄物の不適切な処理による環境への悪影響を改善するため、環境に配慮した農業が推進されています。

農業は、自然環境の恩恵を受けて営まれる産業であり、生産を物質循環に依存し、環境と調和することなしにはその生産活動を長期的に持続させることはできません。

環境に配慮した快適な地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、農業においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、自然循環機能の維持増進を図ることが求められています。

本市においては、国の施行した「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年）及び、静岡県が策定した「静岡県有機農業推進計画」（平成 26 年）等に基づき、環境保全と生産性との調和に配慮した農業を推進してきました。

今後も農業者や農業団体、市民、行政が一体となり、環境保全型農業に対する一層の共通認識を培い、環境保全型農業と安全・安心な農産物の生産を推進していきます。

一方、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）の発生、食品の偽装表示や残留農薬問題などを受けて、食の安全・安心への消費者や市場の関心が高まっており、消費者の視点に立った、安心して購入できる安全な食料の生産と供給が求められています。

このため、トレーサビリティ・システムの普及促進により食品等の生産情報の消費者への提供を進めるとともに、生産段階における農薬の適正使用や家畜飼養時の衛生管理の徹底、生産から流通までの各段階における体系的な衛生・品質管理手法の導入等、食品等の安全性確保のための施策を推進します。

数値目標

指標名	単位	2015年度 (H27実績)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
環境保全型農業直接支払交付金の取組対象面積	ha	21.1	41.6	47.6

(2) 現状と課題

消費者や市場の食の安全・安心に対する意識が高まる中、生産者や食品関連業界等ではトレーサビリティ・システム等への取組が進められています。

今後も、食の安全・安心の確保に対する関係者の意識醸成とともに、制度や取組方法の普及、啓発、指導の一層の推進が必要となっています。

また、本市では「環境と調和がとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、持続性の高い環境保全型農業の推進と、市民への理解促進を図っています。

市内には、茶、ニンジン、温室メロン、サトイモ等について、生産団体による組織的な取組により、合計55名（令和4年年3月現在）が環境負荷の少ない農業に意欲的に取り組むエコファーマーに認定されています。

また、畜産関係では「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、管理基準の遵守を徹底するとともに、牛糞等を水稻等の土壌改良の堆肥として使用する耕畜連携による農業の推進を図っています。

さらに、近年では環境や生態系に配慮した農産物のブランド化も図られ、付加価値として通常の農産物よりも割高であっても消費者に選択され購入される事例も増えていますが、全体として消費者の意識は高いとは言えません。このため、今後は、有機農法など農業者による環境保全型農業への取組を推進していくとともに、消費者の取組に対する理解度を深めるため、PR活動や環境教育等を推進していく必要があります。

(3) 主要施策

① トレーサビリティ・システムの推進

トレーサビリティ・システムは、生産・加工・流通・販売等の段階で、食品等の仕入れ先、販売先、生産・製造方法などの記録を取り、保管し、食品等とその情報を追跡し、遡ることができるシステムであり、食の安全・安心の確保に大きな役割を果たすことができます。

このシステムにより、消費者も食品等の履歴を知ることができ、食の安全・安心に関する情報の入手や、表示の信頼性の確認、問題発生時の迅速な対応などが可能となります。

今後もこの取組を推進し、生産者と消費者の信頼関係の構築を図ります。

②食の安全確保に向けた取組の推進

消費者に農産物を安心して選んでもらうため販売者に適切な食品表示を遵守するように指導していきます。生産者に対しては、GAP や HACCP の考え方を取り入れた生産衛生管理による指導を推進するとともに、JAS 法に基づく有機農産物など環境にやさしく、安全・安心な農産物の栽培を推進していきます。さらに、海外輸出が増加傾向にあるお茶については、JGAP、GLOBAL GAP、ASIAGAP など、国際水準 GAP の認証制度の取得を推進し、海外販路への対応を図ります。

加えて、畜産については口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）等家畜伝染病の流行に備え、感染拡大を抑制するため早期の情報収集を行い、防疫対策を確実に実施していくよう指導・助言に取り組めます。

③環境保全型農業の推進

国の定める「有機農業の推進に関する法律」及び「農業環境規範」、また、「静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、家畜排せつ物等のバイオマスを積極的に利用した地力の維持・増進を図るとともに、化学肥料や化学合成農薬の節減、農業用廃プラスチック等の適正処理、エネルギーの効率的利用等に取り組み、持続性の高い環境保全型農業の推進と市民への理解促進を図ります。

- ア 有機質資源の積極的な活用による地力の増進
- イ 環境に配慮した肥培管理の推進
- ウ 効果的・効率的で適正な防除の推進
- エ 環境負荷の少ない養液栽培の取組の推進
- オ 環境に配慮した農業技術の開発・普及
- カ 農業用廃プラスチック等の適正処理の推進
- キ エネルギーの効率的使用等の推進
- ク 耕畜連携、堆肥の地産地消、ホールクロップサイレージの推進



ホールクロップサイレージ

ホールクロップサイレージ (Whole Crop Silage)

とうもろこしや稲のように、従来は実をとることを目的に作られた作物を、繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分を一緒に収穫してサイレージに調整したもので、このように利用することで、乳用牛や肉用牛にとってバランスがとれた栄養収量の高い粗飼料が生産できる。

また、農業者に対しては、行政、農協等が一体となり、各種研修会や広報誌等を利用し、肥料・農薬の適正使用の指導等、環境保全型農業の普及・啓発を推進します。さらに、国の日本型直接支払制度に基づく環境保全型農業直接支払交付金等を活用し、環境に配慮した農業に対して支援を実施していきます。

加えて、市民に対しても消費者との交流の場や地産地消、インターネット等を通じて、エコファーマーマークや環境保全型農業栽培農産物、茶草場農法等に関する情報発信を推進していきます。

④有機農業の拡大

世界的にSDGsや環境の重要性が高まり、国では「みどりの食料システム戦略」を策定しました。2050年までの農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合25%（100万ha）などの目標達成に向け、環境に配慮した栽培技術の導入等を推進します。

掛川市では、有機農業の生産から消費までを地域ぐるみで一貫して取組む『オーガニックビレッジ』を宣言するとともに、有機農業の取組面積の拡大と有機JAS認証制度の取得を推進していきます。

～地域の食文化を生かした食農教育の推進と市内農産物の地域内消費の促進～

主要施策

- ①農産物直売所の新たな展開の推進
- ②地場農産物のPR活動の推進
- ③地産地消の推進
- ④地場農産物を利用した加工販売の推進
- ⑤食育の推進
- ⑥和食や食文化の保護と継承

(1) 目指す方向

近年、広域流通を背景として生産者と消費者の距離が物理的にも心理的にも遠ざかり、相互の信頼関係が希薄化しています。

また、産地や食材などの偽装表示や食品卸売業による不正転売など食品偽装問題は後を絶たず、「食の安全・安心」に対する消費者意識がより一層高まっています。

このような状況のなか、地域で生産した農産物をその地域で消費する地産地消運動は、消費者にとっては安全・安心・新鮮で低価格な農産物を購入でき、生産者にとっては流通コストの低減、少量多品目生産への対応、消費者ニーズの把握などの効果があります。また、生産者と消費者の信頼関係の構築と農業に対する理解を促すことができます。

一方、本市においては「掛川市 第2次健康増進計画・第3次食育推進計画」に基づき食育の普及・推進を図っています。

私たちが健康で豊かな人間性を育む上で健全な食生活が重要であり、このことは子どもたちだけでなくあらゆる世代においても等しく当てはまることです。食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かすことができません。

このため、市民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々への感謝の念や理解を深めながら、「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身につけることが必要です。

これらのことから、生産者、消費者、関係団体及び食品業界などが一体となった「地産地消」や「食育」への取組を推進し、本市の豊かな食材と食文化をより多くの市民に認識してもらい、掛川産農産物の生産と消費拡大、市民の健全な食生活の実現、地域の食文化の伝承と創造の推進を図ります。

数値目標

指標名	単位	2015年度 (H27実績)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
学校給食における地場産物 使用率	%	48.9	42.7	50

(2) 現状と課題

本市では、道の駅掛川をはじめ、農協直売所、観光農業施設などの農産物直売所が各所に設置され、市内外から旬の農産物や豊富な品揃えを求めて多くの消費者が訪れています。

また、市内の各給食センターにおいては、掛川産農産物が学校給食の食材に使用されています。併せて、農作業体験などの「食育」の取組が推進され、食料と農業の大切さを子どもたちや市民に伝えられています。

しかし、市民や生産者への地産地消のPRや市民の地元農業への理解にはまだ改善の余地があります。また、農産物直売所における農作物の販売は盛んですが、消費者の求める形での加工販売は十分とは言えません。

さらに、私たちは日々忙しい生活を送る中で、毎日の「食」の大切さを忘れがちです。私たちの食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな食の安全上の問題や、「食」の海外依存の問題が生じています。

また、外食の増加や食生活の欧米化等、食のライフスタイルの変化より、先人から育まれてきた豊かな日本の「食」が失われようとしています。

一方で、和食の持つ健康効果や文化的・歴史的価値が認識され、平成25年には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

さらに、和食に欠かせないお茶については、機能性に関する研究成果が次々と明らかになり、マスメディアで度々採り上げられるようになるなど、健康に対する効能が消費者に浸透しつつあり、お洒落な容器を使った水出し茶の普及や、若者や女性に向けたフレーバー茶といった新たなお茶の開発・販売等、これまでになかったお茶の楽しみ方が広まっています。

こうした「食」をめぐる環境の変化のなかで、市民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現するとともに、地域の食文化をはじめとした「和食」の継承を図ることが求められています。



道の駅 掛川



JA遠州夢咲 ミナクル市

(3) 主要施策

①農産物直売所の新たな展開の推進

農産物直売所は、市場流通と異なり、規格外品でも出品できることはもとより、現在では、良品が数多く出荷されており、生産者が価格を設定できるメリットが農業者の所得や意欲向上につながっている他、消費者ニーズの情報を入手できる場となっています。

また、消費者側にとっては新鮮で美味しい地域の食材を安心して手軽に入手できる場であり、両者のつながりを深めつつ、高齢者や女性などの活躍の場となる重要な役割を担っています。

直売所の新たな展開として、効率的な集荷体制や施設の整備を進めるとともに、地場農産物の生産者による加工や料理教室等を実施し、生産者と消費者の交流の拠点化を図ります。

また、農産物の供給量確保のため、農地の幹旋や栽培のサポート等の支援を進め、より多くの生産者からの出荷を促すとともに、地場農産物を使用した新商品の開発を支援し、新たな販路拡大を図る手法として、インターネットやSNSを活用したPRと販売体制の構築を推進します。

②地場農産物のPR活動の推進

市民に対してより多くの掛川産農産物を提供するため、直売所の増設や設備の拡充を支援するとともに、市内の商店や量販店等との連携を強化し、「地域食材コーナー」を設置するなど、身近な直売所づくりを推進します。

また、市内の料理店等と連携し、地場農産物を使用した創作料理の開発や地域の食文化の紹介などの普及活動を推進します。

さらに、生産者団体や関係機関との連携による、掛川産農産物のPR活動や直売所マップの作成、旬の食材情報の関係機関ホームページへの掲載など、各種メディアの活用により「地産地消」についての情報発信を推進します。



JA掛川市 さすが市



かけがわ西の市



掛川農業祭



JA遠州夢咲 大城フェスティバル



③地産地消の推進

「地産地消」を推進するためには、消費者だけでなく、生産者や農協組織等の協力が重要です。そのため、生産者向けの「地産地消PR」を行い、地産地消の理解を深め、地域の直売所や学校給食等への食材提供への参加を促します。

さらに、公共の医療機関、福祉施設、観光施設等についても、可能な限り掛川産農産物を使用した食事の提供を促し、「地産地消」の推進を図ります。

④地場農産物を利用した加工販売の推進

近年、食品産業における加工技術等の高度化が進み、農産物を利用した特産品や新商品開発が盛んになっています。また、農業者にとっても農産物の販売単価の低迷が続く中、農産物の加工により付加価値を向上させ、収益を得ることは重要な取組となっています。

今後は、地域農業者の育成により高品質な農産物の安定生産体制の構築を図るとともに、地元加工業者との連携や、規格外野菜の活用を図りつつ、農業者自らが加工・販売に取り組む6次産業化の取組を推進し、付加価値の向上と地域産業の活性化を図ります。



⑤食育の推進

ア 家庭における食育の推進

保護者や子どもの「食」と「農」に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の実践を目指します。

イ 学校、保育所等における食育の推進

学校給食での市内農産物利用や授業等を通じて「食」と「農」の大切さへの理解を促進します。

ウ 地域における食生活の改善のための取組推進

「健康づくり食生活推進協議会」をはじめ、様々な組織を通じて、食の循環や環境を意識した安全な「食」と「農」の役割への理解を促します。

エ 生産者と消費者との交流の促進

農業体験活動等を通じて、都市と農山村の共生・対流を進め、生産者と消費者との信頼関係を構築します。



⑥和食や食文化の保護と継承

平成 25 年 12 月に日本人の伝統的な食文化である「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、これを契機として「和食」を 1 つのブランドとして世界に発信可能になりました。

地域の食文化の多くは地場の食材を生かしたものが多く、和食を核とした食文化の保護と継承は地域農業の活性化にも繋がります。

そのため、地域一体となり和食の健康効果の発信や食育活動といった各種 PR 活動を実施し、和食や食文化の保護と継承を推進していきます。

また、和食に欠かせないお茶については、幅広い世代・地域での「お茶のある暮らし」を広く浸透させていくため、掛川茶未来創造プロジェクトに基づき「急須で入れたリーフ茶を飲んでリラックスする時間」や「ボトルティーに淹れた緑茶で食卓を彩る」といった「お茶のある暮らし」との出会いの場を生み出し、お茶のあるライフスタイルを楽しんでもらうきっかけとなるような取り組みを展開していきます。

Ⅱ 「農業」の基本方向

健全で発展性の高い魅力ある農業経営の確立

施策区分3 ICT等活用した儲かる農業の確立



～魅力のある農業経営の推進と健康機能等を活用した販路の拡大～

主要施策

- ①マーケティング戦略の推進
- ②先進技術、新品種の導入・普及推進
- ③ブランド化の推進
- ④地域特産品の開発
- ⑤6次産業化・農商工連携への取組の推進
- ⑥輸出に向けた取組の推進
- ⑦互産互消の推進

(1) 目指す方向

本市は、恵まれた自然条件のなか、それぞれの地域特性を生かした多彩な農業が営まれてきました。

しかし、農産物価格の低迷や厳しさを増す産地間競争に勝ち抜くためには、さらに市場や消費者からの評価を高め、強い産地力を形成することが必要です。そのため、以下に示すような方向に基づき、儲かる農業を推進します。

- 農業の中にビジネスの考え方を取り入れ、消費者ニーズに対応した「売れる農産物」生産のためのマーケティング戦略の導入を推進します。
- 規格の統一、安定的生産・供給体制の整備を進めるとともに、ICTやAI等の先進技術や新品種の導入による生産性と品質の向上を図ります。
- 農業DXとして、先端技術の現場実装やデータ活用を進め、生産の効率化を図るとともに、農業生産・流通の変革を推進します。
- ICT等の先進技術を産地ブランド化や海外販路の開拓などに活用し、儲かる農業の様々な取組の伸展を図ります。
- 農産物の付加価値を高め、他産地との差別化を図ることで農産物のブランド化を推進します。
- 競争力の高い魅力ある農産物を地域特産品とし、生産・流通・消費の拡大を図ります。
- 生産時期の調整等により過剰出荷の抑制をし、値崩れの抑制を図るとともに、品薄な時期の供給による有利な販売を推進します。
- 農産物の生産から加工、販売、消費までを融合させ、経営の多角化、高度化を図る

農業の6次産業化を推進し、農業者の収益向上を目指します。

- 他産地の農産物を取り入れる一方で、他産地にも掛川の魅力ある農産物をPRし、相互交流・流通を図る「互産互消」を推進します。
 - 世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」のPRやブランド力の高い農産物の輸出による販路拡大を推進します。
 - 観光・交流・インバウンド対策として、呈茶サービスや茶摘み体験、生産者との交流などを観光メニューに組み込み、掛川茶を活用した観光誘客を推進します。
- 併せて、インフルエンサー等社会的な影響力を持つ人との関係構築により、茶をはじめとする掛川の農産物の情報発信に取り組みます。

また、施策の推進により認定農業者の農業所得を年間800万円以上の達成を図り、農業を職業として選択し得る魅力ある産業とすることを目指します。

数値目標

指標名	単位	2015年度 (H27実績)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
就農計画の5年目の所得目標の70%以上を達成した人の割合	%	42	48	50
農業所得800万円以上の認定農業者数	人	75	70	75
6次産業化の実現総数	件	1	10	15
経営茶園面積	ha	—	1,114ha	1,000ha
茶産出額	億円	—	31億円	40億円

※下線部は2019年度目標値

(2) 現状と課題

本市では、お茶をはじめ温室メロン、トマト、いちご、畜産等、全国的にも評価の高い多様な農作物が生産されています。

しかし、強いブランド力のある作物は一部であり、それらもまた、生産者の減少や高齢化、農産物の価格低迷や他産地との競争の激化等により収益性は低下傾向にあります。

今後、強い競争力を持つ地域農業確立のため、さらなる品質と生産性の向上が求められています。

生産面において、本市は県下の農業をリードする形で積極的に先進技術の導入を行ってきました。茶では乗用型複合管理機の普及やECセンサーによる土壌情報管理システムの導入を実施しており、近年では畑地かんがい施設の整備や暗渠排水の整備等を実施してきました。水稻では、無人ヘリコプターやドローン、高速田植機等の高性能機械の導入などを普及してきました。施設園芸では、耐候性ハウスの整備や複合環境制御装置の導入、データのクラウド管理、トマトの養液栽培、いちごの高設栽培等を実践してきました。

しかし、担い手が減少するなかで安定した農産物の供給を図るためには、集積・集約や法人化による規模拡大・効率化を進めていく一方で、それらを下支えする ICT や AI 等先進技術の一層の普及促進を図っていく必要があります。

また、多くの農業者は生産分野には精通し、専念していますが、生産活動以降の流通、販売、消費に係る情報、技術力は不足しており、独自のマーケティング戦略に取り組む方は少数です。そのため、生産者による消費者ニーズの把握や、流通・販売方法等への新たな取組はあまり進んでいません。

地域農業の持続的発展のためには、農協等の販売に携わる組織と個々の生産者が、経営やマーケティングに関する知識・技術・情報力を向上させ、時代や消費者ニーズの変化に対応した新しい生産・流通・販売の手法に取り組む必要があります。また、国内市場の縮小が見込まれるなか、海外における和食の人気上昇や世界的な健康志向の高まりを追い風として、年々輸出量が増加傾向にある茶をはじめ、農産物の海外販路拡大についても推進していく必要があります。



掛川牛



紅ほっぺ

(3) 主要施策

①マーケティング戦略の推進

近年、食文化の多様化や流通技術の向上とともに、インターネット等を通じて消費者の求める高品質で安全性の高い農産物の購入が容易になったことで産地間の競争は激化しています。

また、生産者が高品質と考える商品（農産物）が必ずしも顧客のニーズに合うとは限りません。消費者に選択される顧客満足度の高い商品、顧客の要求を満たす商品を、満足するような方法で提供することが重要です。

消費者が求めるものを探り出して生産し、消費者が望む経路で販売するという「マーケティング」は、これからの農業において欠かせないものとなります。

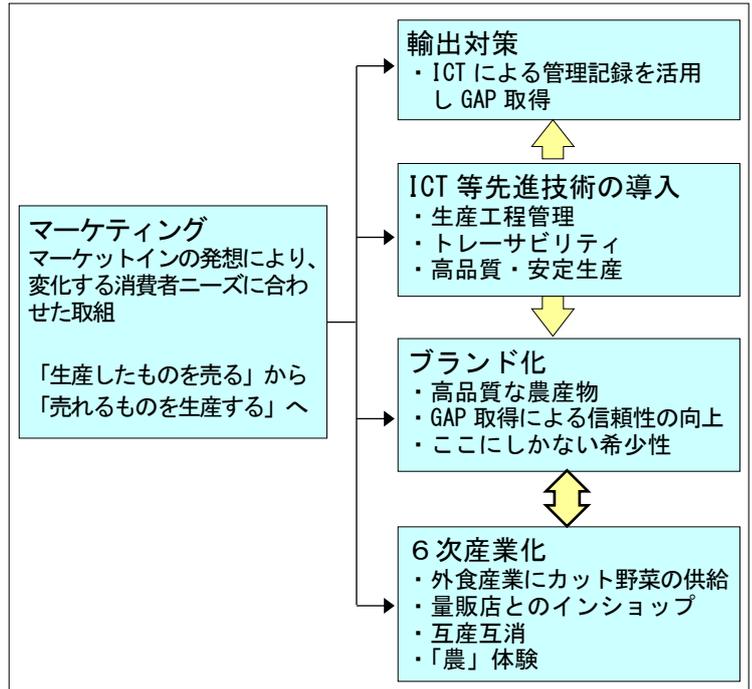
特に、マーケットインの発想により、変化する消費者ニーズに合わせた生産や、消費者の求める形での加工・販売への取組が必要となります。

さらに、顧客の求めている物を生産するだけでなく、より積極的に新たな需要を創造し、新しい市場を開拓することも重要です。

マーケティングには、消費者の嗜好を調査・把握（マーケティングリサーチ）し、消費者が買いたくなる農産物や加工品をつくる生産者と、それを販売できる流通業者の育成や販売促進対策を行うなど、一貫した対策が必要です。

そのため、今後は、農協等の販売事業への一層の取組強化とともに、個々の農業者も農産物直売所などへの出荷を通して、消費者ニーズを把握し、マーケットインの発想と行動に取り組んでいかなければなりません。

このように、生産者・農協、行政等が一体となり、生産・加工・流通販売等の各分野の連携を強化し、経営やマーケティングに関する知識・技術・情報発信の向上に努め、経営の多角化、高度化による新しい農業経営の展開を推進します。また、多様な販売チャネルを活用し、販路の拡大を図るとともに、若い世代が興味を示すメディアを活用し、新たな需要の取り込みを図ります。



●多様な販売チャネルの例

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ア 量販店等とのインショップ方式 | エ 地域内の学校・病院等の施設との業務取引 |
| イ 外食、中食、惣菜企業等との契約取引 | オ 食品加工企業への原料供給方式 |
| ウ 直売所などによる地場流通と産地間連携 | カ インターネット等による消費者への直接販売 |

②先進技術・新品種の導入・普及促進

企業や大手農業法人においては、ICT 技術やドローン等自律型無人航空機を組み合わせた、農業の見える化、自動化が進んでおり、ICT により管理された生産工程記録を GLOBAL GAP 取得に活用し、海外販路の開拓に結びつける等儲かる農業に必要な要素として着実に浸透しつつあります。

今後も、大規模化・効率化等に対応していくため、IoT の様々な分野への活用や自動収穫・パック詰めロボット、GPS を使用した自立走行トラクターなど農作業の様々な分野において一層伸展していくことが予測されます。

当市においても新規就農者や後継者の確保、産地の核となる大規模農業者の育成などを目的に、遠州夢咲農協が統合環境制御システムを導入した低コスト耐候性ハウスを建設するなど施設園芸におい



低コスト耐候性ハウスと環境制御システム

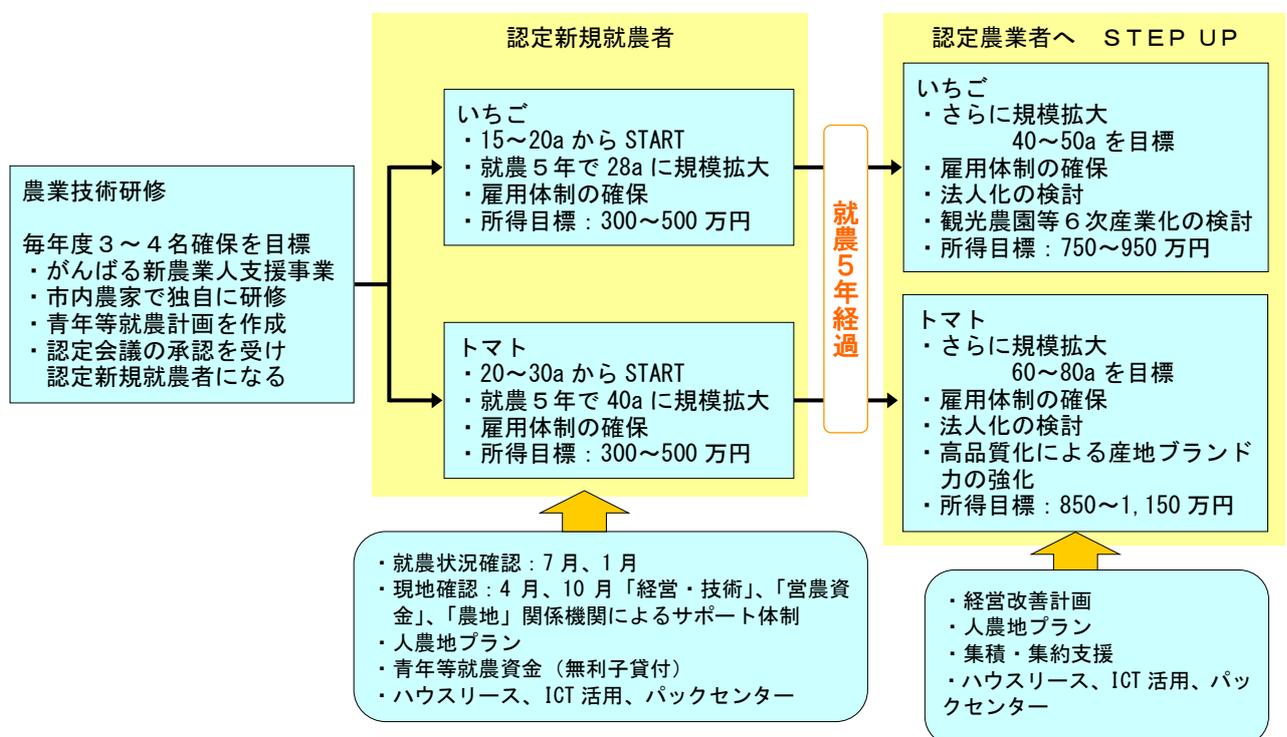


ては先進技術の導入が進んでいます。

これらの取組は、これまで熟練農業者の経験や勘に頼っていた部分が数値情報として見える化されることにより、農業者の負担軽減や、安定した品質・収量の確保、生産コストの削減、消費者の安心につながっていることはもとより、産地ブランド力の強化や海外販路開拓など、儲かる農業の様々な取組につながっていくことから、農協、公設研究機関、農林事務所、市等関係機関が連携し、こうした先進技術の農業者へのフィードバックを推進します。

一方、新品種については、市場ニーズに対応した品種の導入により、消費者に選ばれる農作物の生産を図るとともに、耐病性に優れた品種の導入等により農作物の安定生産を推進します。

所得 800 万円を目標とする認定農業者のモデル（トマト・いちご）



③ブランド化の推進

農産物の高付加価値化や他産地との差別化による競争力と収益性の向上を図るため、生産者や農協、流通業者等を中心に、行政や関連産業が連携し、地場農産物のブランド化を推進します。

ア 茶草場農法により生産された茶をはじめ、地域の自然、歴史、食文化に関連した話題性のある農産物や加工品等をブランド商品として育成します。

イ 農業、食品産業、医療関連産業など、異業種も含めた連携体制を構築し、加工に優れた品種や新たな加工技術の開発・導入、地域の農産物を活用した新商品の開発等を進めます。



掛川の高級ブランド茶「天葉」
あまね

- ウ ICT技術やふるさと納税制度を活用した農産物に関する様々な情報発信を推進し、販売促進を図ります。
- エ ブランド化に向けて地域一体となった農作物の高品質化や安定生産体制の確立を推進し、産地としてのレベルアップを図ります。
- オ 高品質であることを市場・消費者にPRするため、生産技術の向上を図り品評会等での上位入賞を目指します。
- カ 消費者の信頼度をより高めるため、地理的表示保護制度等の産地表示制度の導入研究を進めます。

④地域特産品の開発

農業者、農協、行政等が連携し、新たな柱となる地域特産品の検討・導入が必要とされています。さらには、地域の食材、人材、技術その他の資源を効果的に結びつけ、地域の個性を生かした新商品の共同開発、消費者ニーズに対応した販売戦略、地場農産物の利用拡大等を推進します。

平成28年度より推進しているオリーブ栽培は、栽培面積・植栽本数が着実に増加しています。オリーブは果実、葉、枝と余す所なく活用できることから、商品開発を含めた幅広い利用への取り組みを進めるほか、更なる栽培技術の向上、品質向上のため、近隣市町や関係機関と連携し、広域でのオリーブ産地化を推進します。

⑤6次産業化・農商工連携への取組の推進

第1次産品としての農産物は、最終的に高い付加価値が加えられて消費者に飲食料品として販売されています。

付加価値に伴う利益や、加工・流通・販売にかかる雇用は、主に都市や第2次、第3次産業へと流れています。儲かる農業を実現するためには、それらの価値を農業と農村が確保することが必要です。

そのため、マーケティング戦略を展開し、消費者ニーズに対応した新規作物、新品種の研究や先進技術の導入を進める一方、農業者自らが観光農園や農家レストラン、農産物加工品の販売に取り組む6次産業化の活動を推進します。また、食品加工企業を誘致し、農業者・企業・行政が一体となって原料作物の供給をバックアップし、農商工連携を推進します。



日坂茶を利用した「日坂茶ビール」

⑥輸出に向けた取組の推進

近年、少子高齢化に伴う人口の減少を背景に、掛川市だけでなく国内マーケットは縮小する見込みにあります。

一方で、海外においてはアジア諸国を中心に富裕層や人口が増加し、海外における和食の人気も追い風となり、近年、品質の高い日本の農産物の輸出額は増加傾向にあります。また、日本茶の輸出は年々増加しており、人口減などによる国内マーケットの縮小

が懸念される現在においては、掛川茶の振興を図る上で輸出に関する取組は欠かすことができません。特に、海外で需要の高い有機栽培茶及び抹茶（粉茶）の製造について、拡大を図る必要があります。さらには、輸出に取組む茶商社を増加させ、生産から輸出まで一貫した体制の構築が求められます。

今後、農産物の輸出を増加させていくために、事業者やジェトロ（日本貿易振興機構）等の関係団体、市が連携し、海外姉妹都市を拠点に掛川の「農」のブランド化を図るとともに、海外の取引相手が求める GAP（GLOBAL GAP）の認証取得を推進していきます。

⑦互産互消の推進

近年、地域で生産できない農産物や他産地の魅力ある農産物を取り入れる一方で、他産地にも掛川の魅力ある農産物を PR し、相互交流を図る「互産互消」が注目されています。

本市においても、姉妹都市である岩手県奥州市や交流都市である群馬県明和町のほか、民間レベルでも交流のある市町村との間で、互産互消が進められています。

販路拡大や食料の安定供給、グリーン・ツーリズムの推進等の観点からも重要な施策となることから、関係機関の協力のもとにふるさと納税の返礼品として互いの農作物を活用するなどの互産互消の取組を推進していきます。また、「互産互消」という言葉自体の認知度もあまり高くはないことから、市内外への PR 活動を進め、認知度の向上を図っていきます。

～地域の特性に合わせた担い手の確保と地域一体となった人材育成の推進～

主要施策

- ① 認定農業者の確保・育成
- ② 農業経営の法人化推進
- ③ ビジネス経営体の育成
- ④ 新規就農者・後継者の確保・育成**
- ⑤ 多様な人材による農業の推進
- ⑥ 農業経営支援活動の実施
- ⑦ 企業による農業参入推進
- ⑧ 次世代を担う人材の確保・育成

(1) 目指す方向

農業者の減少と高齢化が急速に進行するなか、地域農業を担う多様な担い手の確保・育成は喫緊の課題となっています。

担い手の確保のためには、農業が産業として、また、職業として魅力あるものでなければなりません。

そのためには、農業所得の向上は重要な課題であり、これまでの世襲型農業から職業として選択する農業へ、「生産者」から「経営者」への意識改革を図るとともに、農業への情熱と優れた経営感覚を持ち、効率的かつ安定的な経営を行う農業者や組織の育成が求められており、特に農業を持続可能な産業とするため、法人化や先進的なビジネス経営体への発展を図る必要があります。

また、市内でも「道の駅掛川」をはじめとした農産物直売所の人気の高まりを背景に小規模生産農業者の農産物販売も容易になっていることから、女性農業者や兼業農家、生きがい農業を営む高齢農業者等も地域の重要な担い手として確保・育成を図る必要があります。

- 企業的経営感覚を持った効率的かつ安定的な経営を行う農業者や組織、また、雇用による労働力を確保し、独自の経営戦略に基づく農業経営を展開する「ビジネス経営体」を育成します。
- 女性や青年農業者の就業条件の改善や活動の支援、高齢農業者などがやりがいを持てる就業環境の整備などを推進します。
- 新規就農者が経営や生産技術を効果的に習得できる支援体制を整備し、円滑な就農定着を図ります。
- 担い手農業者を目指す意欲ある後継者について、経営継承がスムーズに行えるよう支援します。
- 認定農業者制度を活用して、経営分析や情報活用などの経営能力の向上を図り、各種

施策を集中して経営改善を支援します。

○担い手への施策とともに、多様な人材の確保対策として、兼業農家との連携・協力を推進します。また、可能性が期待される定年退職後の就農者の受け入れ体制の整備を推進します。

○茶においては共同茶工場単位での経営の効率化を図るために、茶園の共同管理、共同摘採を進めます。

数値目標

指標名	単位	2015年度 (H27実績)	2020年度 (R2実績)	2025年度 (R7目標)
認定農業者数（法人）	経営体	29	45	60
ビジネス経営体数	経営体	40	45	50

(2) 現状と課題

本市の農家戸数、農家人口は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進んでいます。

一方、新規就農者は農家以外からの就農も見られ、過去5年程度では、施設園芸を中心に県の「がんばる新農業人支援事業」等による就農が年間3名程度で推移しています。

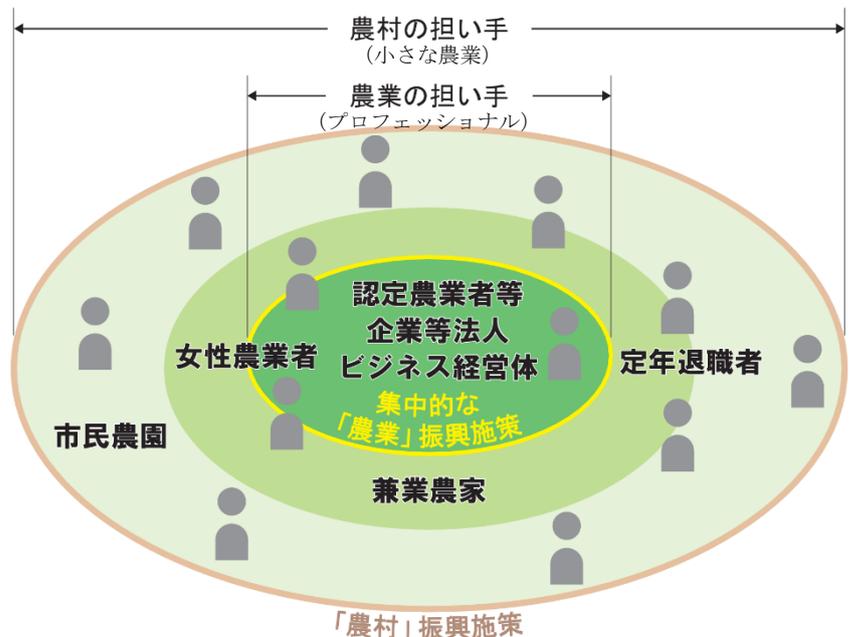
また、認定農業者数は現在424経営体（内農業法人45法人：令和3年4月1日現在）であり、ここ数年は、減少傾向にあります。

そのうち女性の認定農業者は現在8名であり、家族経営協定締結者が51組となっています。

認定農業者の中には、規模拡大をしたものの、農産物価格の低迷により所得が減少するケースや機械への過剰投資もあり、農業経営改善計画の指導にあたっては、経営状況を的確に把握し、個々の経営状況に応じた支援を推進していく必要があります。

一方、消費者の目線を持つ女性農業者や経験豊富な高齢農業者が農業・農村で担う役割はますます重要となっており、家族経営協定締結の推進など、経営や地域活動に参画できる就業環境づくりの推進が必要です。

また、担い手の経営体質向上のための支援や、新規就農者育成に向けての支援も必要となります。



これらのことから、新規就農者や親元就農の後継者、認定農業者などの個別経営体の育成及び集落営農や農業法人などの組織経営体を育成し、今後の地域農業の中心となる多様な担い手の確保・育成が重要な課題となっています。

(3) 主要施策

①認定農業者の確保・育成

- ア 関係機関の連携により、認定農業者や認定農業者を目指すものに対して、農業技術・経営管理能力の向上、経営改善、規模拡大などを支援し、他産業従事者並の所得が得られるような経営の確立を推進します。
また、新規認定者の掘り起こし、再認定の推進、フォローアップ活動の充実、家族経営協定の締結推進などによる就業環境の整備を支援します。
- イ 認定農業者制度を活用しながら、農地集積や経営改善のための農業制度資金の活用、利子補給事業などの支援施策を重点的に実施します。
- ウ 農業者組織を支援し、農業者の自主的研修・研究活動を促進し、認定農業者のネットワーク化を支援します。
- エ 農業行政の経験者を含め、第一線を退いた農業内外の人材が、地域における担い手の育成・確保のコーディネーター役として積極的に活動することを促進します。
- オ 認定農業者等意欲ある農業者に対しては、生産・流通・販売が一体となった戦略のもとに経営・技術面から重点的な指導を行い、新規作物や先進技術の導入などにチャレンジする取組や、農作業事故への啓発、相互交流活動を支援します。
- カ 静岡県認定する農業経営士、青年農業士、農山漁村ときめき女性と連携した活動を行い、農業の活性化につなげます。

②農業経営の法人化推進

- ア 行政や農業団体等の連携のもと、法人化志向農家に対する個別相談や研修会開催、専門家の助言指導などにより、農業経営の法人化を推進します。
- イ 経営の安定化に必要な資金計画や経営改善計画の策定を支援し、中小企業診断士等による研修会やカウンセリング、経営診断などを実施します。
- ウ 法人化による農業経営管理能力や取引信用力の強化を図るとともに、農地集積や雇用労働力の確保等により経営規模の拡大を推進し、力強い経営体を育成します。
- エ 安定的な茶生産を維持していくため、共同茶工場を核とした茶園共同管理経営体を育成し、人的資源・機械等の効率的な活用を推進します。

③ビジネス経営体の育成

- ア 雇用による労働力を確保しつつ、自由な発想と独自の経営戦略に基づき、一層の経営発展を目指す「ビジネス経営体」の育成を推進します。
- イ ビジネス経営体を志向する経営体に対して、農地の集積等による経営規模拡大や、ICT等先進技術の導入による資本装備の充実、マーケティング戦略の導入等による新たな経営展開を支援し、経営の熟度に応じた永続性のある企業経営への誘導を推進

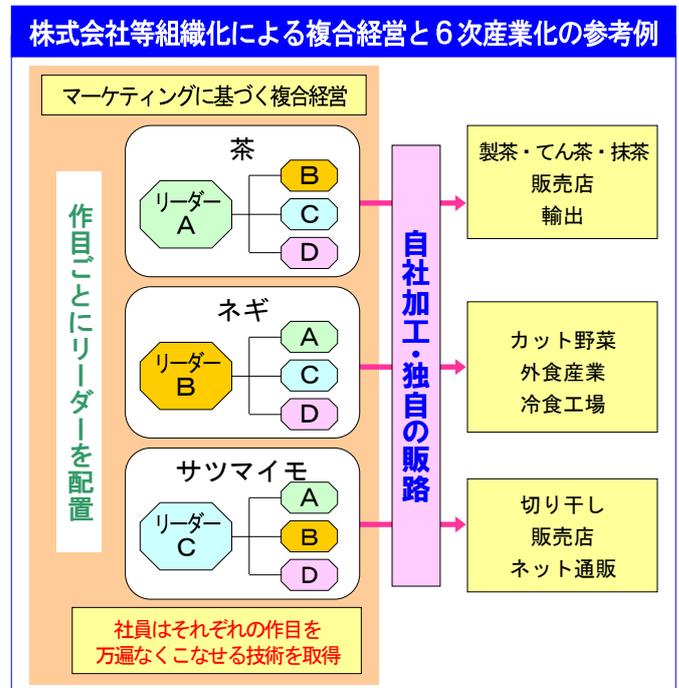
します。

●ビジネス経営体の要件

- ・経営が継承されていく永続的な経営体
- ・雇用による労働力の確保
- ・企業として一定以上の販売規模（販売金額：概ね5,000万円）を持ち、成長を志向
- ・マーケティング戦略に基づくサービスや商品の提供

株式会社等組織化による経営の参考例

- ・株式会社等組織化により農業者を雇用し、農産物の自社生産体制を確保する。
- ・複数の作目を栽培する複合経営により周年雇用が可能な環境を整備する。
- ・作目ごとにリーダーを設定し、他の従事者も多能工として複数の作目を万遍なく栽培管理できる体制をつくる。
- ・作目ごとにカット野菜、加工品、輸出等独自の販路を持ち、価格を自分で設定できる体制をつくる。



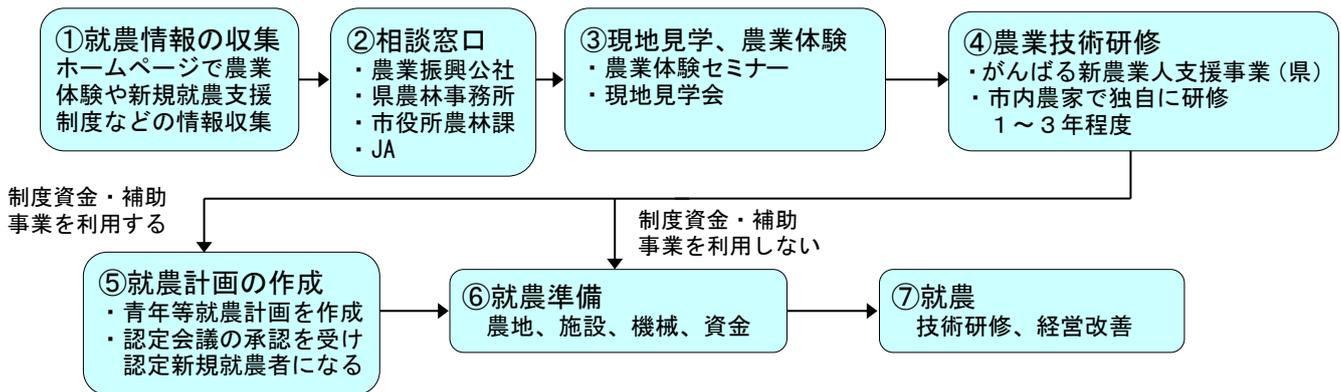
④新規就農者・後継者の確保・育成

- ア 担い手の円滑な世代交代を推進するためには、意欲ある若者を受け入れるための環境整備が必要です。静岡県が推進する「がんばる新農業人支援事業」等との協力体制により、新規就農者の掘り起こしや新規就農者の実践的な技術の習得、関係機関と連携した相談会などを開催し、スムーズな就農ができるように就農支援を行います。また、大規模農業者や農業法人を中心とした支援体制の整備や、農業法人等への新規就農者の就農を推進します。さらに、就農後も、関係機関が連携し、営農、経営、雇用等の課題に対する支援相談を行います。
- イ 農業後継者の就農を促進するために、経営内部における役割等の明確化を図る家族経営協定の推進や、その他経営移譲に関する支援相談を行います。
- ウ 将来の担い手となり得る子どもたちに対して、農業体験や農産物試食会、農業学習会などを開催し、農業への理解を促し、職業としての農業をPRします。
- エ 新たに就農する若手農業者を対象に、青年等就農計画の認定を行い、計画認定者を対象に、青年等就農資金や国の支援事業の活用を推進します。
- オ 意欲ある後継者を人・農地プランに基づく地域の話し合いのなかで、将来の担い手として位置付け、国等の施策が活用できる体制を整えつつ地域ぐるみの支援を進めます。
- カ 先代の担い手から経営継承した農業後継者に対し、その経営を発展させる取り組み

について支援し、意欲ある農業後継者の育成を推進します。



新規就農者の就農までの流れ



⑤多様な人材による農業の推進

担い手不足が進むなか、地域農業を持続的に発展させるためには、担い手の確保が不可欠です。大規模に農業を営む農業者だけでなく、多様な人材を確保し、安心・安全な農産物の生産を進めることで地域農業の活性化を図る必要があります。

ア 近年、個々の生産量は少なくとも、他産業就業により収入面で安定した農家も重要な担い手と捉え、支援を図っていく必要があります。

イ 消費者の視点を持った女性農業者の能力を生かし、さらに女性農業者の連携、組織づくりを推進し、農産物加工・販売などの6次産業化等への支援を行います。また、家族経営協定の推進や休日制の導入等、女性の就農環境の向上を図ります。さらに、地域活動への参画や農業委員、農協理事、各種部会、人・農地プラン検討会等の協議会等、意志決定に参画できる役員への登用を促進し、男女共同参画に向けた具体的な取組を推進します。

ウ 近年、他産業を定年退職した意欲ある高齢者が老後の生きがいとして農業に取り組

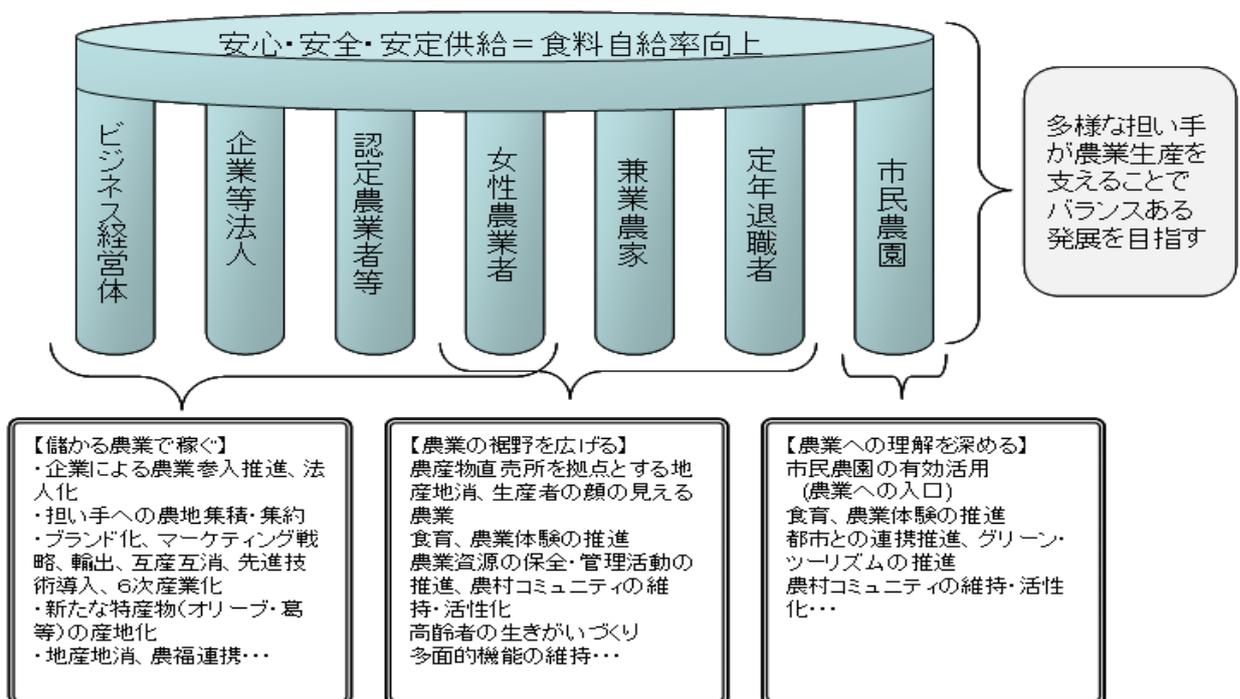
む例は多く、自家消費用に生産するだけでなく、直売所等を通じて販売する取組も見られています。定年後に就農する農業者には、今まで他産業で培ってきた知識・経験を地域農業に生かす場を提供するとともに、農業情報の提供を行い、農業生産活動への参加を促進していきます。そのために、行政と農協が連携し、定年後就農者に営農相談、生産技術の指導、助言を行うとともに、交流による情報交換やグループづくりを推進し、その活動を支援していきます。

エ 集落を単位として農業生産に取り組む集落営農組織は、地域農業の担い手として重要な位置付けにあります。営農組織のない集落や認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、地域と行政、農業団体が一体となって、地域内農地の集積・集約の方向性を示した人・農地プランの作成や組織づくりのための話し合いを進め、集落営農組織の設立を推進します。

また、リーダーの経営能力の向上や組織体制強化への支援、運営等に関する相談・指導を行い、農業法人への発展を促します。

オ 若手農業者が、お茶等基幹作物の補助的に作る野菜等を農産物直売所で出荷することにより所得を安定化しつつ、地域の基幹作物を守っていく取り組みを支援します。

～多様な担い手による安心・安全な農産物の安定供給のイメージ～



⑥農業経営支援活動の実施

時代の変化に対応するためには、農業者自身が絶えず新しい情報を得て、生産技術や加工技術のみならず、安定的経営のための優れた経営管理能力等の強化に取り組まなければなりません。

そのため、行政と農協等が連携し、生産・加工技術や経営戦略、マーケティング手法等、時代に対応した経営管理能力向上のための研修や相談・指導活動を実施します。

また、設備投資や規模拡大による生産性の向上、また、複合経営にかかる新規作物や先進技術の導入等を図るため農業制度資金を活用する場合、資金借入農業者の負担軽減を目的として、利子補給事業を行います。

さらに、資金導入の相談に応じ、経営改善資金計画の実行が確実に進むよう、融資機関が中心となって、関係機関とも連携して支援していきます。

主な農業制度資金

資金の種類	対象者	資金の内容
農業近代化資金	認定農業者 その他の担い手	農業を営む方や農業に関わる団体が、施設や機械器具の取得、長期運転資金、家畜購入等に活用できる資金です。
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	日本政策金融公庫が認定農業者を対象に農業経営改善計画の達成に必要な農地取得、施設整備等に必要な長期資金を低利で貸し出します。
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者	認定農業者を対象に肥料・種苗代等に必要な短期運転資金を低利で融通する資金です。
青年等就農資金	認定新規就農者	認定新規就農者に対して、経営開始時に必要な経費を融資する無利子の資金です。

⑦企業による農業参入推進

平成21年の農地法改正以降、一般企業の農地借入が可能となりました。農業者の減少が続く近年において、農業参入を行う企業も重要な担い手であり、荒廃農地の解消など、農地の有効利用が期待されます。また、企業独自の販売経路の活用や、マネジメントシステムに基づく経営管理など、企業の強みを生かした農業経営が期待されます。

一方で、企業の農業参入にあたっては農地の確保が課題となることが多いことから、農地中間管理事業や人・農地プラン等を活用し、農地の出し手の明確化や遊休農地の把握等を行い、農地の出し手と企業のマッチングを支援していきます。

⑧次世代を担う人材の確保・育成

農業に興味のある若者が増えています。農業を職業として選択してもらえるよう、高校や農林環境専門職大学等と連携しながら農畜産業の魅力や支援制度を発信し、次世代を担う人材の確保に努めます。

また、農業分野に参入する若者を、将来にわたり地域農業を担っていく「財産」と捉え、関係機関と連携し、支援と育成を図っていきます。

(新規就農者)

営農類型	経営規模	参考所得	生産方式
いちご	<p>〈作付面積等〉 いちご=28a</p>	<p>10aあたり収量：4,480kg 粗収益：6,100千円 経営費：4,200千円 所得：1,900千円として $1,900千円/10a \times 28a = 5,320千円$</p>	<p>〈資本装備〉 ビニールハウス1,400㎡ 2棟 内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 高設栽培システム、炭酸ガス発生装置、小型ポット育苗システム、動力噴霧機 〈その他〉 ・小型ポット育苗による省力・早期栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長 ・複合環境制御器 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入</p>
トマト	<p>〈作付面積等〉 トマト=24a</p>	<p>10aあたり収量：6,020kg 粗収益：2,800千円 経営費：1,370千円 所得：1,430千円として $1,430千円/10a \times 24a = 3,432千円$</p>	<p>〈資本装備〉 高軒高ハウス(低コスト対候性ハウス)2,400㎡ 1棟 養液栽培システム、内部被覆装置、温風暖房機 ヒートポンプ、複合環境制御器 〈その他〉 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入</p>

～地域農業を支える生産基盤の整備と安全で快適な農村環境の確保～

主要施策

- ① かんがい排水施設の整備
- ② 農道の整備
- ③ ほ場の整備
- ④ ため池等の整備
- ⑤ 防災安全施設の整備
- ⑥ 農地の違反転用等の防止
- ⑦ **担い手への農地集積・集約の促進**
- ⑧ 荒廃農地等の発生防止と有効利用

(1) 目指す方向

農地や農道、用排水路などは農業生産にとって最も基礎的な資源です。そのため、機械化の導入促進による農作業の効率化と担い手への農地集積・集約による生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を推進します。

また、近年、地域農業の活力低下に伴って遊休農地や荒廃農地が増加するとともに、都市化、混住化等の進展により、優良農地の確保が困難な状況になりつつあります。

地域農業・農村の維持、発展のためには、農地を面的なまとまりのある優良な状態で確保し、認定農業者等の担い手に集積・集約し、強く、安定的な地域農業を確立しなければなりません。

そのため、将来の農地利用について、「人・農地プラン」に基づく地域の話し合いを推進し、優良農地の確保と効率的利用を図ります。

数値目標

指標名	単位	2015年度 (H27)	2020年度 (R2)	2025年度 (R7)
農業用ため池のうち防災重点ため池(149池)の耐震性能等保有数 ※平成30年7月豪雨により警戒ため池(43池)から防災重点ため池(149池)となる。令和4年度にすべてのため池の耐震等調査が完了し、順次に施工を予定。	箇所	14	18	35
認定農業者等への農地集積面積	ha	2,366	1,856	2,752

(2) 現状と課題

本市はこれまで、農地の区画整理やかんがい排水施設、農道やため池の整備等、地域のニーズに沿った農業生産基盤の整備を進めてきました。

しかし近年、施設の老朽化等により以下のような課題が懸念されています。

①かんがい排水施設

農業生産において、安定的な農業用水の確保は不可欠であり、上流域を含め、適正で効果的な水利用が求められています。しかし、大井川用水の末端に位置する地域では十分な用水供給確保ができないほ場もあり、農業用水のパイプライン化、暗渠排水設備等の整備も遅れています。また、頻発する強度な降雨や排水能力の不足による湛水被害の発生が懸念されています。

②農道

農作業の効率化や農産物の流通、都市部との交流など、営農活動にとって重要な施設ですが、老朽箇所や未整備区間もあります。

③ほ場

平坦地の多い大東、大須賀区域は、大区画のほ場が整備されていますが、掛川区域の中山間地等においては、小規模で未整備のほ場が数多く点在しています。

④ため池

築造後に改修されていない旧態依然の土堰堤のものもあり、自然的状況の変化や浸食による老朽化等により、災害が発生するおそれがあります。

⑤防災安全施設

台風や集中豪雨、予測される地震等に対し、丘陵地の軟弱地盤地帯や天井川沿いの農地は、地すべりや湛水の危険にさらされており、治水や地震対策事業を行う必要があります。

また、都市化や離農、兼業化の進展等により、農地面積の減少や混住化による耕作条件の悪化等、優良農地の確保が難しくなっています。

さらに、過疎化や農業従事者の高齢化、担い手不足等により、農地の保全、管理が困難な状況になっている地域もあります。特に北部の中山間地域や南部の海岸沿いの耕作条件の悪い地域では遊休農地や荒廃農地が発生し、今後も拡大するおそれがあることから優先的かつ継続的な発生抑制・解消の取組が必要です。

一方、担い手への農地集積率は、市、農業委員会、農業団体等の活動にもかかわらず、38%程度（令和4年3月現在）に留まっております。

集積が進まない原因の一つに、農業委員会への届け出がされていない農地貸借の存在が考えられるため、農地中間管理機構や農業委員会を中心とした農地利用に関する適切な指導が求められています。

国は今後10年で全農地の8割を担い手に集積する目標を掲げており、今後も引き続き、農地中間管理機構や農業委員会、農業団体等による優良農地の確保と担い手への農地集積・集約の取組の推進が必要です。

(3) 主要施策

①かんがい排水施設の整備

- ア 老朽化等による機能低下や管理コストの増加を防ぐため、用排水施設等を適正な時期に計画的に更新します。
- イ 施設の適正な維持管理を確保するため、管理主体となっている土地改良区等の強化や管理体制の充実を図ります。
- ウ 用水のパイプライン化、暗渠排水の整備により生産性を高めます。

②農道の整備

- ア 農作業や農産物輸送の効率化を図るため、農道の整備を推進します。
- イ 地域の連携、強化を図るため、広域農道や農免農道等の整備を推進します。
- ウ 施設の長寿命化を図るため、老朽化した農道の改修を推進します。

③ほ場の整備

- ア 平坦地の水田については、畦畔を除去することで、いつでも大区画化が可能な条件を備えたほ場の整備を推進するとともに、本格的な野菜、麦、大豆等の生産に対応できる水田の汎用化に取り組みます。
- イ 茶畑を主体とした樹園地については、農道の最適な配置による区画形状の整備や平坦化等、共同茶工場単位での共同管理、共同摘採に必要な基盤整備や茶樹改植による畝方向の統一など集積・集約に必要な整備を進めます。
- ウ 大規模経営を展開する上で不利な条件下にある中山間地域等では、生産性・効率性の向上を図るため、茶園の小規模基盤整備等、複雑な地形条件に応じたきめ細かな整備を推進します。
- エ ほ場の災害防止効果や多様な生態系維持効果等、農地の有する多面的機能について啓発を進めながら、地域の営農形態や自然環境に配慮し、土地利用計画に沿った生産性・汎用性の高い農地を整備します。

④ため池等の整備

- ア 耐用年数が経過し老朽化したため池や、耐震性の低いため池を改修し、機能回復や安全性の向上を図ります。
- イ 親水・景観・生態系・水質保全等に配慮した整備を推進するとともに、維持管理システムの確立を推進します。

⑤防災安全施設の整備

- ア 老朽化した幹線排水路を改修し、地域の地勢に対応した湛水防除施設の整備を推進します。
- イ 地すべり被害から地域住民の生活環境を守るため、指定区域内において地すべり防止事業を実施します。

⑥農地の違反転用等の防止

農業振興地域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の確保を図ります。

また、農業委員会等による農地パトロールや荒廃農地の調査を行い、農地の適正な保全、活用を推進します。



水田パイプラインが設置され担い手により耕作されている水田

⑦担い手への農地集積・集約の促進

市、農協、農業委員会、農地中間管理機構等が連携し、地域の自主性に基づく農地利用について話し合いを進め、将来の農業・農村のあり方を考え「人・農地プラン」（地域計画）の策定を推進します。農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約に取り組み、農業経営の規模拡大、農用地利用の効率化・高度化を推進します。

また、農業者に対して、農地の貸借に係る適正な法手続きをPRし、違法な農地利用の解消に取り組みます。

⑧荒廃農地等の発生防止と有効利用（優先施策）

遊休農地や荒廃農地の発生防止、解消、そして有効利用のためには、地域の実態に即した対応を継続的・優先的に進めていく必要があります。

そのため、まず、将来にわたって残すべき優良農地と、山林・原野化した農地の棲み分けを行い、優良農地については、担い手への農地集積・集約を進め、将来的な荒廃農地の発生を抑制するとともに、解消の取組として、県と市の協調補助事業による担い手の規模拡大へ活用の他、市民等団体による農業活動や市民農園としての利用や景観作物、飼料作物の作付けなど有効な活用方法を検討していきます。

生産性が低い等の理由により長期間放置され、山林・原野化した農地は非農地化についての検討を進めます。

また、農業委員会を中心とした荒廃農地の実態把握や適切な農地利用の指導を強化するとともに、農業者・農業団体、市民、行政など多様な主体の連携による農地の保全及び有効利用を推進します。

Ⅲ 「農村」の基本方向

豊かで活力のある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮

施策区分 6 活力ある農村社会の形成



～多様な主体の連携によるコミュニティの強化と幅広い地域交流による農村の活性化～

主要施策

- ① 農村コミュニティの維持・活性化の推進
- ② 都市との連携推進
- ③ 農村への移住・定住対策
- ④ グリーン・ツーリズムの推進
- ⑤ **農業・農村体験学習の推進**
- ⑥ 農福連携による雇用の創出

(1) 目指す方向

これまで農村では、道路や水路、共同利用の農業用施設の管理、祭りなどの季節行事、冠婚葬祭時の相互扶助など、地域社会を維持するために必要な活動の多くが、集落を単位とする住民の共同活動として行われてきました。今日においても、道路・水路の清掃をはじめとする生活環境の共同整備活動が行われていますが、今後、少子高齢化や若年層の都市流出による集落人口の減少も踏まえた対策が必要となっています。

農村コミュニティは地域農業と農村を支える基礎と言えます。今後も農村を維持、発展させていくためには、農村コミュニティが推進力となります。

そのため、地域住民の自主性と行政・農業団体、まちづくり協議会、掛川市農業活性化やる気塾などの組織の連携により、時代や社会に対応した協働の取組による新しい農村コミュニティの形成を推進します。

一方、都市住民の間では、日常生活のなかで失われた「心のやすらぎ」を求め、休暇などを利用して自然豊かな農村地域を訪れる人々が増えています。

そのため、これからの農業・農村振興の新しい取組として、多くの市民に農と自然に触れあう機会を提供するグリーン・ツーリズムや農業体験学習等を推進します。

これにより、都市と農村、消費者と生産者の交流を促進し、都市と農村の間で「人・もの・情報」を循環させることにより、地域の活性化を目指します。

(2) 現状と課題

近年、農村集落によっては、過疎化や高齢化、また、兼業化や混住化の進展、生活圏の拡大など、住民の連帯感が希薄になり、農業・農村存立の基礎である農村コミュニティの衰退と集落機能の低下が進行しています。

一方、グリーン・ツーリズム、農業・自然体験学習、農産物直売所、市民農園等への

取組により、生産者と消費者、農村と都市住民との交流が少しずつ広がってきています。

また、本市には、ニンジンイモなど魅力ある在来作物が存在しており、こうした固有性の高い地域資源も、集落機能の強化や都市農村交流、地場産業振興への活用が期待されます。

消費者、都市住民との交流事業は、農業者所得の向上や地域経済の活性化に大きな可能性があります。特に、活力の低下が懸念される中山間地域においては、このような取組を地域振興の新しい方策として積極的に展開されることが求められています。

このため、今後はこれらの取組を農業経営の新しい展開方向として一層推進していく必要があります。

市内のグリーン・ツーリズム関連施設の設置状況

区 分	箇所数
農産物直売所	6
観光農園	12
市民農園	5
宿泊施設	3

(3) 主要施策

①農村コミュニティの維持・活性化の推進

農業・農村の持続的発展のためには、時代や社会の変化に対応した新しい形のコミュニティが求められていることから、従来の地縁型コミュニティを母体として、住民の協働による、緩やかなルールの下で外に向かって開かれたコミュニティの形成を推進します。

また、男女共同参画の環境づくりを進めるとともに、高齢者や定年後の就農者等の能力を発揮できる体制づくりや、近隣集落、NPO、企業との連携によるコミュニティ広域化への取組を推進します。

②都市との連携推進

農村には、豊かな自然や農山村の風景、地域の文化等、長い年月をかけて形成されてきた農村特有の地域資源があります。それらの地域資源を積極的に保全、活用することにより、地域と地域経済の活性化を図ることができます。

そのため、情報の発信・受信力を強化し、地域特産の農産物や古くから受け継がれてきた在来作物などの加工品の開発や、自然景観や農業資源を利用した農村体験等のグリーン・ツーリズムの推進等、都市と農村の共生・対流を促進します。

また近年、農作業による心身の健康増進の効果等への関心も高まっていることから、受け入れ体制の充実を推進していきます。

③農村への移住・定住対策

近年、本市の農村部、特に中山間地域では、過疎化・少子化が加速しており、人口減少に伴う空き家も見られるようになってきました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、テレワークやワーケーション、オンライン会議などが日常となり、都会の3密回避やリスク分散を目的に、生活拠点を地方に移す動きがあります。

そのため、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりなどを的確に捉え、歴史や自然、茶文化、交通の利便性などの本市の魅力を生かしたシティプロモーションに取り組むとともに、情報発信や支援体制の整備等を進め、多様な担い手の知恵を連動して、田園回帰の流れを促進し、農村の持続的な発展と移住・定住の促進を図っていきます。

④グリーン・ツーリズムの推進

本市の持つ豊かな農業や自然、文化や景観、環境等の地域資源の魅力を交流人口の拡大につなげるため、地域住民や関係事業者、観光協会、市が連携し、世界農業遺産を活用した茶摘み体験等、都市住民や海外観光客のニーズに対応したグリーン・ツーリズムに取り組み、生産者と消費者との交流を促進します。

そのため、インストラクター等の人材の育成や、農業者、観光協会、グリーン・ツーリズム協会及び行政等の連携、また体験施設間の連携を強化し、都市住民の受け入れ体制の整備を進めます。

また、道の駅掛川などの拠点となる農産物直売所では顧客が求める商品の提供やサービス向上、観光農業施設等の情報発信を強化し、来訪者の拡大、リピーターの確保、地域特産品の販路拡大や新たな商品開発に取り組めます。

さらに、魅力的な体験プログラムが提供できるよう外部人材の意見を聴取し、ニーズの研究をしていきます。

⑤農業・農村体験学習の推進

子どもの農業・農村体験は、食の大切さや農業・農村への理解・関心を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む等の効果が期待されています。

そのため、開かれた地域コミュニティの醸成を図り、学校等の教育機関と農業者、農協、グリーン・ツーリズム協会等の連携を強め、安心して農業体験学習が行える体制の整備を図ります。

また、生産から加工・企画・販売までがセットになった魅力ある体験プログラムの整備や情報発信の強化を進め、農業への意識づくりを行います。



⑥農福連携による雇用の創出

近年、地域における高齢者の生きがいや介護予防、障がい者や生活困窮者の就労訓練や雇用の場として農業分野の可能性が注目されています。特に、障がい者においては、雇用の創出が重要な課題となっています。

そのような中で、農業は、障がいの特性に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であること、地域とのつながりが生まれるなどといったメリットがあります。そのため、障がい者の就労訓練・雇用の場として大きな期待を集め、国の計画においても農業分野における障がい者就労の手引き等が作成されています。そのため、今後は遊休農地の有効活用等を進めながら農福連携の取組を推進し、障がい者の雇用拡大を図っていきます。

また、近年、草花や野菜などの園芸植物や、自然との関わりを通して心身の健康の回復を図る園芸療法が注目されています。本市では、地域ごとに多彩な農業が営まれるとともに、「希望の丘」をはじめとした医療の拠点も整備されていることから、農業と医療の連携を推進し、園芸療法を通じて住民の心身の健康維持・増進を目指していきます。

～協働による地域資源の保全と農村地域の豊かな自然活力の発揮～

主要施策

- ① 農業資源の保全・管理活動の推進
- ② 美しい農村景観の保全・創出
- ③ 中山間地域の多面的機能の発揮
- ④ 有害鳥獣被害防止対策の推進
- ⑤ 林業及び水産業への配慮と連携
- ⑥ 市民農園の有効活用
- ⑦ 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の活用

(1) 目指す方向

農村を形成する基盤である農地・農業用水・環境等の農業資源は、食料の安定供給だけでなく、洪水調節機能をはじめ、美しい農村環境を形成するなど、多面的機能発揮の基盤となる「社会共通資本」、「国民共有の財産」です。

しかし、近年農村においては、高齢化・混住化等の進展による農村社会の活力低下がみられ、農地・農業用水等の農業資源の適切な保全・管理が困難な状況になりつつあります。

このため、農業者だけでなく地域住民などが一体となって農業資源の保全や環境の向上に取り組み、農業資源を良好な状態で次世代に継承することにより、農業・農村の持続的な発展を目指します。

数値目標

指標名	単位	2015年度 (H27)	2020年度 (R2)	2025年度 (R7)
多面的機能支払交付金の取組面積	ha	1,272	2,013	2,200
市民農園利用率	%	86.4	88.8	90
茶草場農法実践認定者の戸数	戸	254	193	180

(2) 現状と課題

近年、本市の農村地域においては、高齢化・混住化等に伴い、集落機能が低下し、地域共同による農地・農業用水等の農業資源の保全管理が困難な状況になりつつあります。

また、荒廃農地の増加や不適切な農地転用など、農村の景観保全や多面的機能の発揮に悪影響も出ており、中山間地域を中心とした有害鳥獣被害も深刻な問題となっています。

このような状況の中、本市では、多面的機能支払交付金制度を活用した共同活動が 32 地区、約 2,046ha（令和 3 年度末）の区域で行われています。この取組により、農地、農業用水等の農業資源の保全管理が推進され、農村地域の持つ多面的機能の発揮を促進してきました。

今後もこれらの地域住民や市民、NPO 等も含めた多様な主体が参画した農村と農業資源を守る取組を継続、拡大していく必要があります。

併せて、中山間地域を中心として地域ぐるみで有害鳥獣被害対策に取り組む必要があるほか、茶以外の農産物の生産振興や、地域特産品の開発、グリーン・ツーリズム、アグリビジネスの起業等、取り組まなければならない課題があります。

（3）主要施策

①農業資源の保全・管理活動の推進

農業資源を保全・管理するため、農村コミュニティの活動を支援しつつ、これまで地域の農業者だけに担われていた農業資源の保全・管理を、地域住民を含んだ組織等による「多面的機能支払交付金」への取組により推進します。

また、農業からの視点のみでなく、自然環境や美しい景観、伝統文化などの地域資源を見直し、観光や教育などの他産業との連携を模索しながら、広く地域全体の総合的振興方策を推進します。

●多面的機能支払交付金

農村地域は、高齢化や混住化等により、地域の共同活動によって支えられていた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の縮小に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大の阻害が懸念される状況にあります。

本制度の活用により、農業者や地域住民を含んだ組織等が共同で取り組む水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動や農道等の軽微な補修、植栽による景観形成などの地域資源の質的向上を図る活動に対して支援を受けることが可能です。

②美しい農村景観の保全・創出

市北部の山沿いや中央部及び南部の丘陵地では、田園と丘陵の斜面緑地と集落とが互いに調和し、里地山風景を創出しています。国道 150 号周辺では、砂地を利用した畑地や温室が多く見られるほか、粟ヶ岳の南側斜面や小笠山の裾野などでは、起伏に沿って茶畑が広がり、緑豊かな農村景観を形成しています。

前述の「多面的機能支払交付金」の活用等により、良好な景観の保全を行い、荒廃農地の発生防止と減少に努めていきます。



東山いっぷく処

③中山間地域の多面的機能の発揮

- ア 中山間地域等では、平地に比べ自然的・社会的・経済的条件の不利がありますが、農業生産活動の維持により多面的機能を継続的、効果的に発揮するため、集落が目指す将来像を明確化し、担い手の育成、農業生産活動の維持、農地、農業用水、農道等の保全・管理による中山間地域の保全活動を推進します。
また、地域経済の活性化に資する取組を展開し、地域住民の主体的な取組による活力ある中山間地域の実現を目指します。
- イ 地域住民の自主性に基づく農村コミュニティの活動を支援し、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民、NPOなども含めた広範な人々の参画による地域資源の適切な維持・保全活動を推進します。

④有害鳥獣被害防止対策の推進（優先施策）

有害鳥獣被害への対策は、農業振興を図るうえで大変重要であり、優先して取り組みを進めていく必要があることから、「掛川市鳥獣被害防止計画」に基づき、地域ぐるみでの取り組みにより効果的な対策を推進していきます。

- ア 掛川市鳥獣被害対策実施隊、猟友会、地域の三者の連携により有害鳥獣の捕獲活動を推進し、農作物被害の減少を図ります。
- イ 生産現場における被害防止対策として、被害防止に必要な啓発活動や研修会の開催、追い払いや捕獲等の活動を行う自衛体制の整備、電気柵など被害防止施設の整備等を推進します。
また、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林の整備及び保全を推進します。
- ウ 有害鳥獣の餌場となる荒廃農地や里山の適切な管理指導を行うとともに未収穫農産物等の早期処理を啓発し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりの指導を行います。
- エ 狩猟免許取得者に対する取得費用の金銭的支援、狩猟免許試験及び取得費用の金銭的支援制度を周知し、免許取得を推奨します。
- オ 地区の有害鳥獣対策委員会の組織化を推進し、地区全体での被害防止体制の強化を図ります。



⑤林業及び水産業への配慮と連携

- ア 森林には木材の生産以外にも、降雨時の降水緩和や水資源の貯留、土砂流出の抑制、地球温暖化の緩和、生態系を保全等多面的な機能があります。このような生活環境を守り公益的機能が高い森林を保全するため、森林経営管理制度による適切な森林の経営・管理の推進やとともに、治山事業による保全対策を行い、水源かん養機能、防災機能の高い森林づくりを推進します。

- イ 茶畑をはじめとした農村風景や動植物との出会い、山菜などの山の恵みをもたらす、公益的機能を有する里地里山の保全を図るため、企業やNPO、市民等との共同による環境保全活動、福祉利用など多様な利活用を推進します。
- ウ 河川への稚魚放流や清掃活動等への市民の参加を促し、山や川、湖沼などの美しい水辺環境の保全意識を高める活動を推進します。
- エ 漁業者や管理者と連携し、川や湖沼などを活用した体験メニュー等を創出し、市民の余暇活動として水辺空間とのふれあいを推進します。

⑥市民農園の有効活用

近年、市民の農や農産物、健康や医療、福祉等への関心の高まりとともに、市民農園に対するニーズも高まっています。

市民農園は、これまで農業に接することのなかった人たちの「農業への入口」の役割を持ち、自らが育てた新鮮な農産物を得られるだけでなく、農耕、園芸等の作業を通じて、「食」や「農」に対する理解を促し、豊かな感受性を育て、「やすらぎ」や「癒し」を得ることができるなどの効果があり、園芸療法、障がい者の就労訓練、高齢者の健康増進や生きがいがづくり、心身の健康増進や生涯学習など、様々な目的に活用することができます。

さらに、遊休農地等の解消や地域の活性化にも資することが期待されています。

市内には、5つの市民農園があり、利用率は88.8%（令和2年度）と高い水準ですが、その多くは掛川市北部に位置し、普及の地域差が生じています。

今後の対策として、作り手のいなくなった農地などの相談において、農園利用等のアドバイスにより箇所数の増化を図るとともに、募集方法の検討や利用者の意見を踏まえた施設の充実等により、利用率の向上を目指していきます。

また、栽培指導の知識と経験に優れた生産者の登用や、指導者（アグリーインストラクター）の養成、栽培技術講座（アグリスクール）の開設、農園単位の交流イベントの企画等を推進し、市民と生産者との交流を図りながら、魅力ある市民農園の運営を目指します。



市民農園



園芸療法

⑦世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の活用

本市で営まれている伝統的な農法「茶草場農法」は、生物多様性の保全と自然と共生する持続的な農業生産活動の面が評価され、平成25年5月に世界農業遺産に認定されま

した。茶草場から刈り取ったススキやササなどの草を茶園の畝間に有機物として敷くことにより土壌の保湿・保温や土質改善、雑草の抑制などを行う伝統農法です。そして、この刈取り作業が継続して行われてきた茶草場は、希少種を含む多様な生物の生息空間にもなっています。

この世界に誇る「茶草場農法」を次世代へ継承し、自然環境の保全と地域の活性化を図っていかねばなりません。

そのため、粟ヶ岳山頂に整備された世界農業遺産ビジターセンターを拠点とし、企業CSRによる茶草場管理や協働活動、茶草場体験ツアー農観連携事業など多様な主体を巻き込みながら、効果的な情報発信による世界農業遺産の認知度向上やグリーン・ツーリズム等を推進するとともに、茶草場農法実践者認定制度を基礎とした茶草場農法の活用と茶草場農法により生産された茶のブランド化による高付加価値化を推進していきます。



指標と主要施策の相関図

指 標

市民の健康を支える安全・安心な食料の安定供給

指 標	目標値
環境保全型農業直接支払交付金の取組対象面積	47.6ha
学校給食における地場産物使用率	50%

健全で発展性の高い魅力のある農業経営の確立

指 標	目標値
就農計画の5年目の所得目標の70%以上を達成した人の割合	50%
農業所得800万以上の認定農業者数	75人
6次産業化の実現総数（累計件数）	15件
経営茶園面積	1,000ha
茶産出額	40億円
認定農業者数（法人）	60法人
ビジネス経営体数（経営体数）	50経営体
防災重点ため池（149池）の耐震性能等保有数	35池
認定農業者等への農地集積面積	2,752ha

豊かで活力のある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮

指 標	目標値
市民農園利用率	90%
多面的機能支払交付金の取組面積	2,200ha
茶草場農法実践認定農業者の戸数	180戸

主要施策

- ①トレーサビリティ・システムの推進
- ②食の安全確保に向けた取組の推進**
- ③環境保全型農業の推進
- ④有機農業の拡大**

- ①農産物直売所の新たな展開の推進**
- ②地場農産物のPR活動の推進**
- ③地産地消の推進**
- ④地場農産物を利用した加工販売の推進**
- ⑤食育の推進
- ⑥和食や食文化の保護と継承**

- ①マーケティング戦略の推進**
- ②先進技術・新品種の導入・普及推進**
- ③ブランド化の推進
- ④地域特産品の開発**
- ⑤6次産業化・農商工連携への取組の推進
- ⑥輸出に向けた取組の推進
- ⑦互産互消の推進

- ①認定農業者の確保・育成
- ②農業経営の法人化推進
- ③ビジネス経営体の育成
- ④新規就農者・後継者の確保・育成**
- ⑤多様な人材による農業の推進
- ⑥農業経営支援活動の実施
- ⑦企業による農業参入推進
- ⑧次世代を担う人材の確保・育成

- ①かんがい排水施設の整備
- ②農道の整備
- ③ほ場の整備
- ④ため池等の整備
- ⑤防災安全施設の整備
- ⑥農地の違反転用等の防止
- ⑦担い手への農地集積・集約の促進**
- ⑧荒廃農地等の発生防止と有効利用

- ①農村コミュニティの維持・活性化の推進
- ②都市との連携推進
- ③農村への移住・定住対策
- ④グリーン・ツーリズムの推進
- ⑤農業・農村体験学習の推進**
- ⑥農福連携による雇用の創出

- ①農業資源の保全・管理活動の推進**
- ②美しい農村景観の保全・創出
- ③中山間地域の多面的機能の発揮
- ④有害鳥獣被害防止対策の推進
- ⑤林業及び水産業への配慮と連携
- ⑥市民農園の有効活用
- ⑦世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の活用**

※主要施策のうち、ゴシック体は重点施策、下線付きは優先施策を示します。

掛川市 農業振興ビジョン

2023～2026

編集・発行／掛川市産業経済部 農林課

〒436-8650 静岡県掛川市長谷 1-1-1

TEL:0537-21-1111 (代表) FAX:0537-21-1212 (代表)

ホームページアドレス

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/>